

第4章 史跡小迫辻原遺跡の保存管理

1. 史跡小迫辻原遺跡の特徴・価値

小迫辻原遺跡は、弥生時代から中世にいたる複合遺跡であるが、なかでも中心的となるのは弥生時代末から古墳時代に初頭にかけての遺構群である。以下その特徴と価値についてまとめる。

【特徴と価値のまとめ】

- ・弥生時代から古墳時代への変換期に営まれた環濠集落と、そのなかから発展した祭祀色の濃い方形環濠建物が出現・変化していく過程を一つの台地上でたどることができる、わが国の国家形成期の社会状況が凝縮して保存されたきわめて重要な遺跡である。
- ・弥生時代前期後半から占有面積を広げながら断続的に台地上が利用され、後期末から特殊性の高い集落が短期間のうちに出現し、500年後に再び古代・中世の居宅が営まれるようになるなど、中心的時代以外にも台地上を遺跡が占有する時期があることで、一定時期に台地上を占有しながら、廃絶する行為が繰り返されていたことが理解される。中心的な時代以外の諸時代によって構成される時間的脈絡の理解が可能であることから、本質的価値をさらに理解することができる。
- ・周辺に広がる弥生時代から古墳時代初頭の遺跡群の存在から、これらの遺構群と一体をなし、または中心的存在として存在していたものと理解される。
- ・指定地以外の台地上にも遺跡が広がっており、台地崖面の比高差が高く、自然要害として機能していたものと考えられる。そのため、台地全体が大きな集落単位を形成していたものと想定され、その景観が現在も保全されている。

2. 保存管理の基本的な考え方

史跡の保護においては、現状を維持し恒久的な保存を前提としながら、さらにその有効な活用を目指すものとして整備を行っていく必要がある。しかし、指定地内の大半は農用地として地域住民の生産活動の場を中心とした土地利用が行われているため、史跡の保存管理にあたっては住民生活との調整が不可欠であり、かつ遺構を将来にわたって適切に保存することが望まれる。

したがって、保存管理計画の策定にあたっては、史跡及び土地の諸条件、さらにその特徴を踏まえ、最も望ましい方向を定める必要があるため、以下の考え方に基づくものとする。

- ・史跡の恒久的な保存を行う。

発掘調査であきらかとなった遺構が毀損することのないように適切に保存し、後世に伝えていくものとする。さらに、史跡の価値を有する遺構の保存を基本に各遺構の特性を踏まえた保存並びに整備・活用を行っていくものとする。

- ・将来的な史跡環境の整備を見据えた保存管理を行う。

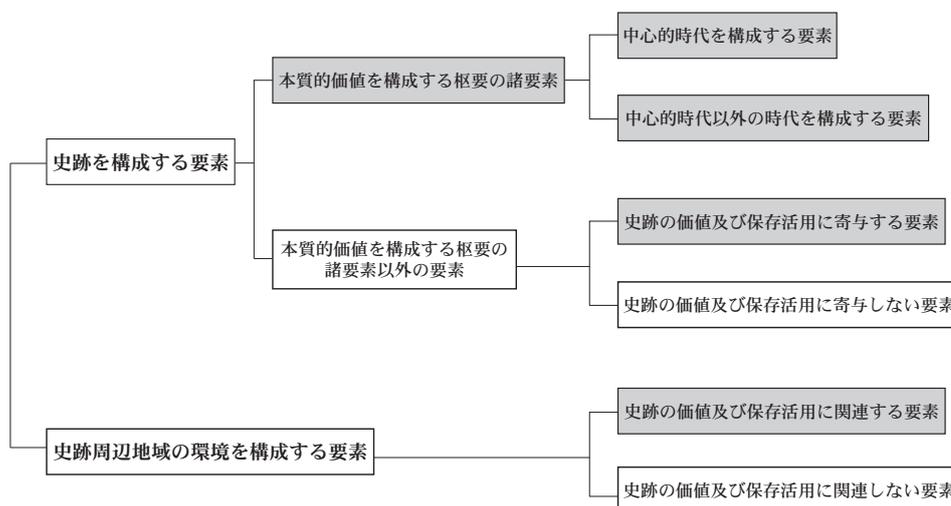
史跡の公有化を図り、整備を行うことが既に基本構想に盛り込まれており、これに基づいた将来像を見据えて、保存管理を行うものとする。したがって、保存管理にあたっては公有化や整備の進捗に応じて柔軟に対応していく必要がある。

- ・地域住民の生産活動などに配慮した史跡保存を行う。

史跡内の大半に地域住民の畑などの農業活動の場が含まれていることから、保存管理を定めるなかでこれら史跡を取り巻く環境は無視できない要素である。史跡を恒久的に保存していくためには、地域住民が史跡の保護を担う一員として積極的かつ継続的に関わっていく必要がある。そのためには、現状での生産活動にも配慮しながら、地域住民の協力と支援を取り付けていく必要がある。

- ・市民協働の保存管理を行う。

本遺跡の規模は面積も大きく、地域住民の生産活動の場ともなっていることから、前項の理由からも継続的に地域住民が保存事業に参画できるシステムを構築する必要がある。そして、地域住民や市民が史跡の保存と管理の一翼をにない、本当の意味で継続的な保存管理が行われるようにする必要がある。その管理システムとしては、体制の強化を行い、行政と地域住民、市民団体といった三者が連携し役割分担を明確化しながら市民協働で史跡の保存管理をおこなっていくことが必要である。



以上のような考え方を盛り込みつつ、史跡小迫辻原遺跡を適切に保存し、次世代へと確実に継承するために、以下の保存管理の基本方針を定めるものとする。

①史跡の構成要素の概念整理（P 52 図参照）

（※ここで言う史跡の構成要素とは史跡の指定地の現状を構成する要素を指し示すものである。）

史跡小迫辻原遺跡を構成する要素は、文化庁の定める『本質的価値を構成する枢要の諸要素』と『指定地において本質的価値を構成する枢要の諸要素以外の諸要素』に分けられる。この『本質的価値を構成する枢要の諸要素』は「中心的時代を構成する要素」と「中心的時代以外を構成する要素」に分け、『指定地において本質的価値を構成する枢要の諸要素以外の諸要素』については「史跡の価値及び保存に寄与する要素」と「史跡の価値及び保存に寄与しない要素」に区分される。

また、これら史跡を構成する諸要素を特定し適正な保存管理を行うため、周辺域については指定地と一連の地域と捉えられることから、「史跡等の周辺地域の環境を構成する諸要素」に特定し、さらに「史跡の価値に関連する要素」と「史跡の価値に関連しない要素」に区分けする。

②保存管理方法の提示

史跡を構成する諸要素毎に、適切な保存管理の方法を定めるものとする。また、史跡指定地の土地の状況に応じて地区区分を行い、地区の特徴に応じた保存管理の方法を示す。

また、史跡の保存管理にあっては、指定地を積極的に公開活用するために公有化を図ることとしていることから、公有化や将来の整備・活用の方向性も見据えた保存管理の方法を提示するものとする。

③現状変更等に関する取り扱い基準の明確化と公有化の方針の提示

史跡小迫辻原遺跡において、今後予測される指定地内における各種現状変更等の行為に対しての取り扱いの方針と具体的な取り扱い基準を定める。特に円滑な保存管理を行うために、日常の維持管理行為や維持の措置等の範囲を明確にする。また史跡の適切な保存管理や整備活用のために必要な公有化の方針を示す。

④本質的価値の保存のための追加指定等の検討と周辺環境の保全

現状の史跡指定範囲が史跡の本質的価値の保存の上で適切であるかの再検討を行い、必要に応じて追加指定等の保存策を検討する。また史跡と一体として捉えられる周辺域の環境保全の方向性や周辺域に分布する関連遺跡の保全の方策も検討する。

⑤本質的価値の保存を前提とした整備・活用

史跡小迫辻原遺跡の本質的価値の保存・維持を前提として、そのために必要な復旧や、価値の顕在化のための整備・活用策について基本的な考え方を示す。

⑥保存管理の体制

史跡小迫辻原遺跡の効率的・効果的な管理を行い、将来にわたって遺跡が継続的に保存・活用されていくために管理体制の強化を行う必要がある。これには地域住民との調整が必要であり、市域の人々と協働・連携した維持管理の方策も検討する。

3. 史跡及び周辺環境を構成する諸要素の特定

保存管理すべき対象を明らかにするために、史跡を構成する有形の諸要素を特定する。

小迫辻原遺跡は「本質的価値を構成する枢要の諸要素」と「指定地において本質的価値を構成する枢要の諸要素以外の諸要素」からなる。

「本質的価値を構成する枢要の諸要素」とは、土地と一体となって史跡を構成している有形の諸要素で、史跡小迫辻原遺跡の場合は、地下に埋蔵され、発掘調査によって明らかとなった遺構群とこれらと有機的な関係を構成する空間ということになる。これらはさらに、指定の主な契機となった弥生時代末から古墳時代初頭の地下遺構群とそれらによって構成される指定範囲全体である「中心的時代を構成する要素」と、弥生時代・古代・中世の遺構群（その存在によって中心的価値と密接に関わる時代の遺構群）とそれらによって構成される指定範囲全体である「中心的時代以外の時代を構成する要素」に分けられる。

「指定地において本質的価値を構成する枢要の諸要素以外の諸要素」のなかでも、「史跡の価値及び保存活用に寄与する要素」とは、活用関連施設である文化財説明板や史跡等の保護に有効な保存管理施設などがあげられる。また、「史跡の価値及び保存活用に寄与しない要素」とは農業関連施設や道路そのほかの工作物があげられる。

そのほか「史跡等の周辺環境を構成する諸要素」では、「史跡の価値及び保存活用に関連する要素」として台地上に広がる地下遺構群や案内看板などがあげられ、「史跡の価値及び保存活用に関連しない要素」としてその他の農業関連施設等に分けられる。

これら諸要素を区分した内容は次表に示すとおりである。

第6表 史跡の構成要素一覧表

史跡の構成要素	本質的価値を構成する枢要の要素	中心的時代を構成する要素	遺構	方形環濠建物	弥生時代末から古墳時代	
		中心的時代以外の時代を構成する要素		環濠		溝（1号条溝、12号溝）
				堅穴住居ほか		
				堅穴住居ほか	弥生時代前期から後期初頭	
				掘立柱建物群	古代	
				堅穴住居		
	小堅穴					
	本質的価値を構成する枢要の諸要素以外の要素	史跡の価値及び保存活用に寄与しない要素	文化財保護施設	史跡説明看板	中世	
			保存管理施設	排水路		
			農業関連施設	耕作地・果樹・ブドウ棚・ビニールハウス・灌水施設・農作業用小屋		
道路			市道422号才田辻原線・農道辻原支線			
その他	電柱および電線					
史跡周辺地域の環境を構成する要素	史跡の価値及び保存活用に関連する要素	遺構	史跡の本質的価値地を構成する要素やプラスとなる要素と同時期の遺構群			
		台地崖面	史跡を構成する一つの要素と考えられる台地崖面			
	史跡の価値及び保存活用に関連しない要素	文化財保護施設	史跡案内看板			
		農業関連施設	耕作地・果樹・ブドウ棚・ビニールハウス・灌水施設・農作業用小屋			
		道路	九州横断高速道大分道路・農道辻原支線			
その他	フェンス					

4. 保存管理の方法

(1) 保存管理の内容

具体的な保存管理の方法としては、以下のような手段を用いてそれぞれの場所や要素に応じて適切に保存管理を行うものとする。

①維持管理

- ・維持として日常的、定期的な点検等によって地下遺構の保存が適切になされているかを確認し、また土地と一体になった遺跡によって構成される景観が一定の状況で維持されているかを確認する。
- ・遺構の保存に経年的に影響を及ぼす恐れのある遺構の近在ないし直上の樹木の生育状況等については、観察・確認に留意する。
- ・公有化地などの未整備箇所においては清掃・除草等の維持的措置によって、史跡にふさわしい状態を維持する。
- ・日常的・定期的点検によって施設（排水路等）の破損が判明した場合には維持的措置ないし修理の実施について協議し、判断・対処する。
- ・災害・事故等が発生した場合には、臨時的な見回りを実施し、遺構等の毀損状況の把握に努め、必要に応じて毀損の予防・拡大防止のための応急的措置を取る。

②保存・管理

- ・遺跡の本質的価値を構成する諸要素を守るために、標識・説明板・境界標・囲さく・覆屋等の保存施設を適所に、必要に応じて設置する。既存の保存施設は日常的・定期的点検によって施設の維持に努め、維持管理の範囲において必要に応じて軽微な補修等を行う。
- ・各種見回り、点検によって遺構等本質的価値を構成する要素に軽微な毀損や衰亡が見られた際には、小規模な復旧および小修理による現状復旧を維持的措置の範囲内で行う。なお軽微な毀損以外の場合には、本格的な復旧策を講じるものとする。

③防災

- ・自然災害・人為災害・事故等の緊急事態、非常事態に対して危機管理体制を構築しておくとともに、安全管理マニュアルを作成し、関係者に指導・徹底を図る。
- ・火災・風水害・震災・病虫害といった災害から小迫辻原遺跡の本質的価値を構成する要素を守るために、適切な防災措置を講じる。
- ・防風・豪雨・地震・火災等の災害発生時の対応体制を整備し、必要に応じて巡視を行う。
- ・台地周辺域は急傾斜地が多いため斜面の安定化対策等、対象に応じて適切な防災対策を行うものとする。

④復旧

- ・復旧は遺構等本質的価値を構成する要素に毀損や劣化等が見られる場合に毀損等の前の状態に復するために行う。
- ・復旧に際しては遺構の保存を大前提として、遺構保存や修復等の適切な手法を講じるが、毀損等が広範囲にまた様々な程度で見られる場合には、遺構の重要性や毀損の影響程度、安全性等を考慮して破損状況調査に基づき計画的に復旧を行う。
- ・毀損等に加えて欠損や後世の改変が加えられた箇所等を含む復旧に際しては、毀損等の以前の姿に戻す手法（保存修理）に加えて、欠損部を築造当初期の姿に戻す手法（復元修理）も検討する。その際には十分な調査検討を踏まえ、遺構の連続性や周辺景観との調査等の整備効果を検討した上で、整備委員会等の指導のもとに行うものものとする。

(2) 地区区分及び地区別保存管理の方法 (第 26 図、写真 13～28)

史跡の本質的価値を構成する要素を有する箇所や史跡の価値及び保存活用に寄与する要素は史跡全体に及ぶ。そこで、土地利用の現況 (第 22 図) 及び法令による規制状況 (第 5 表、第 25 図) などを勘案し、史跡内を畑地等道路以外の用地と道路部分とに地区区分を行うとともに、周辺部の取扱いについても各要素毎に保存管理の方法を整理する。

①畑地等道路以外の用地

保存管理の考え方

史跡の大半を占め、史跡の中核となる用地である。地下遺構は現状保存されているものの、現況では大半が畑地として利用され、野菜の栽培や果樹園として利用され、そのための施設が整備されている。

基本的には既に地下遺構を損なうことのない作物の栽培を行っており、また地力回復のための天地返しも行わないように地権者に協力してもらっている。これらの土地に関しては史跡の中核をなしていることから、今後も、現在栽培している作物を中心として、地下遺構を損なうことのない作物の栽培に協力を仰ぐことにする。また、現在栽培している果樹に関しては、遺構の保存に経年的に影響を及ぼす恐れのある遺構の近隣ないし直上の樹木の生育状況等について観察・確認に留意するとともに、新たな苗木の栽培や樹木の掘起しなどの地下遺構へ新たに影響が及ぶ可能性のある現状の変更は認めないものとする。また各種農業関係施設は土地利用者への影響を勘案し、現状の維持管理に努めることとするものの、史跡に影響を及ぼすような構造物等の建設などの現状変更については認めないものとする。また、ビニールハウスや果樹棚・フェンスなどの農業関連施設については、史跡の景観を阻害するものであるため、将来的に土地公有化が望ましく、公有化を実施するかで撤去するものとする。

本質的価値を構成する枢要の諸要素

地下遺構に影響を与えないように栽培方法等に地権者の協力を仰ぎ、現状保存を原則として地下遺構の保存に努める。そのほか、保存や活用のために実施する遺構確認調査は必要最小限とするなど、遺構の保存を大前提とする。

史跡の価値及び保存活用に寄与する要素

活用関連施設である文化財説明板等については定期的点検によって現状の把握に努め、破損等に当たっては現状回復に努める。

史跡の価値及び保存活用に寄与しない要素

ビニールハウスや果樹棚・フェンスなどの農業関連施設については、公有化が行われた場合には、基本的に移設ないし撤去を行い、史跡の景観を損なわないようにする。ただし、撤去や移設に当たってはこれらの構造物が地下遺構に影響を与えないように十分に注意する必要がある。

②道路用地

保存管理の考え方

現在、周辺域の生活用道路として利用されている市道才田辻原線や山田原土地改良区が管理を行っている農道などで、道路表面の大半は舗装されている。現況でも周辺住民の生活道路としてや、周辺農地の管理用道路として利用されている。道路下部には土地改良区が設置した灌漑施設が埋設され、道路沿いには周辺への送電のための電柱等が設置されている。

基本的には周辺土地利用者への影響を勘案し、現状の維持管理に努めることとするものの、史跡に影響を及ぼすような現状変更については認めないものとする。また、電柱や電線は史跡の景観を阻害するものであるため、周辺地の公有化が実施されるなかで、将来的に移設を検討するものとする。



写真 13 南側の台地周辺景観



写真 14 台地上の現況（南から）



写真 15 台地上の現況と市道（西から）



写真 16 未舗装の農道



写真 17 コンクリート舗装の道路



写真 18 高速道路と高架道路



写真 19 高速道路境のフェンスとガードレール



写真 20 史跡の説明板



写真 21 既公有化地周辺の公衆道路と水路



写真 22 史跡への入口案内看板



写真 23 史跡内にある電柱



写真 24 灌漑施設の水道栓



写真 25 ビニールハウス



写真 26 果樹施設



写真 27 果樹



写真 28 杉・竹林

本質的価値を構成する枢要の諸要素

過去に調査が行われていないものの、周辺の状況から地下に遺構が埋設された状態であると想定される。そのため、道路の維持管理等のために地表面の掘削等を伴う場合は市教育委員会の立会等を要する。そのほか、保存や活用のために実施する遺構確認調査は必要最小限とするなど、遺構の保存を大前提とする。

史跡の価値及び保存活用に寄与しない要素

保存管理施設である排水路等については定期的点検によって現状の把握に努め、破損等に当たっては原状回復に努める。

史跡の価値及び保存活用に寄与しない要素

道路施設そのものや地下埋設物（灌漑施設水道管等）・電柱や電線については、公有化及び整備が行われるなかで基本的に移設ないし撤去を行い、史跡の景観を損なわないにする。ただし、撤去や移設にあたってはこれらの構造物が地下遺構に影響を与えないように十分に注意する必要がある。

③周辺部

史跡指定地周辺には遺跡と一体をなす可能性のある遺構群の広がりが見込まれるとともに、遺跡と一体をなして集落域を形成していたと想定される台地崖面がある。これらが一体となって小迫辻原遺跡の景観が保全されているものと考えられる。

そのため、史跡周辺部においては台地の平面部と崖面地区、崖面周辺域に地区区分する。

A 台地の平面部

史跡の価値および保存活用に関連する要素が多分に含まれているため、その内容を確認するための発掘調査を実施し、追加指定等についても検討する。また、現状を変更する行為に関しては、その内容に応じて、関係法令に照らし合せながら史跡の保全上必要と思われる措置を実施する。将来的な追加指定や整備の可能性も考慮して、原則的には地下掘削や史跡景観を損なう恐れのある住宅・工場などの構造物の建設は望ましくないため、地権者への協力を求めていくものとする。

B 台地の崖面

史跡の景観を保存し、史跡の本質的価値を理解するために必要な地形特性を有している。そのため、将来的な追加指定や整備の可能性も考慮して、史跡景観を損なう恐れのある構造物の建設は望ましくないため、地権者への協力を求めていくものとする。

崖面の植生は現状では、木材等の生産に利用される資源循環利用林として、杉や檜が植林されている。今後のこの一体の開発にあたっては、関係法令等に照らし合せながら史跡の保全上必要と思われる措置を実施する。また、この一帯には急傾斜地崩壊危険箇所が含まれており、開発及び災害などにより斜面の崩落等の地貌の変容が起きないように関係部署の協力を仰ぎながら必要な防災上の措置を講じるものとする。

C 崖面周辺域

遺跡の景観を保全する台地の周辺域の開発等の現状を変更する行為にあたっては、関係法令等に照らし合せて対処する。ただし、周辺の宅地化が進展していることから、大規模開発等が行われることで史跡景観の保全上望ましくない場合には、関係部署の協力を仰ぎながら必要な措置を講じ、開発者への協力を求めていくものとする。

(3) 現状変更等の取扱い

①現状変更等の取扱い方針

1) 現状変更の許可申請の法的区分

史跡指定地内において現状変更等の許可申請の対象となる行為、または史跡において現状を変更しその保存に影響を及ぼす行為（以下、現状変更等）については、文化財保護法（以下法）第 125 条の規定に基づき、文化庁長官の許可を得る必要がある。また、法第 168 条の規定に基づき、国の機関による現状変更等の場合は、文化庁長官の同意を求める必要がある。なお、現状変更等のうちで軽微なものについては、文化財保護法施行令第 5 条第 4 項の規定に基づき、日田市教育委員会がその事務を行う。

なお、災害・事故等で史跡と一体となった土地等の諸要素に毀損が生じた際に、応急的かつ緊急的に復旧工事を行う場合は、所有者または管理団体が「毀損届」（法第 118 条）「復旧届」（法第 127 条）を文化庁長官に届け出ることになっている。この際、毀損以前の状態に復旧する行為以外に改善等の措置を含めて工事を行う際には現状変更の対象となる。

2) 現状変更行為の区分

現状を変更する行為とは、現状の物理的変更を伴う一切の行為又は保存に影響を及ぼす行為をいう。

史跡小迫辻原遺跡において想定される現状変更行為は以下のようなものがある。

- A 建築物の新築・増築・改築
- B 工作物（農業関係物、道路関係構造物、灌漑施設・、気関係、看板、柵、防災施設）の設置、撤去、改修
- C 土地の掘削・切盛土等土地の形状の変更
- D 木竹等の伐採、移植、植栽
- E 発掘調査等各種学術調査、史跡の保存整備

3) 保存に影響を及ぼす行為

史跡における保存に影響を及ぼす行為とは、物理的に現状の変更を及ぼすものではないが、史跡の保護の見地からみて将来にわたり支障をきたす行為をいう。

小迫辻原遺跡において想定される保存に影響を及ぼす行為としては、地下の埋蔵遺構等を露出させる等によりその環境を変えること、地下遺構が浅い土地又は周辺において重量物の積載や通行、設備機器の設置、振動を与える行為等が挙げられる。

4) 現状変更等の許可が不要な行為

法第 125 条に規定する現状変更等の制限については、但し書きがあり、以下のア～ウについては、許可不要行為とされる。

ア 維持の措置

※特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請に関する規則」の第 4 条に記載されている以下の維持の措置の範囲に基づく。

- 1 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の現状に復するとき。
- 2 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、または衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- 3 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

イ 非常災害のために必要な応急措置

ウ 保存に影響を及ぼす行為で影響の軽微なもの

また、このほか見回り等の点検や清掃、除草等のエの維持的措置は史跡の適正な保存管理のために不可欠な行為であるため、許可不要行為とする。

エ 維持管理

なお、ウに関しては行為の内容によっては軽微の判断が難しいものがあることから、日田市教育委員会と事前協議を行うものとする。ただし、現在実施している畑作については、地下を削平しているものの、地下遺構面を傷めることがない手法にて指定以前より行われていることから、現在の作物ないし同種の地下遺構を削平することのない作物種を栽培する限りにおいては、現状を変更することのないものでかつ、保存に影響を及ぼす行為のなかでも影響の軽微なものと判断する。よって現状変更等の許可が不要な行為として、ア・イ・エとウのうちの現況畑作については現状変更等の許可が不要な行為として後述する。

5) 現状変更等の取扱いの原則

史跡小迫辻原遺跡を適正に保存し、後世に継承するため、原則として発掘調査等各種学術調査、史跡の保存管理及び整備活用以外の現状変更は認めないものとする。ただし、道路施設・農業関係施設など周辺生活に影響を及ぼす可能性のあるものに関しては、地下遺構の保存に影響を及ぼさない範囲において現状変更を認めるものとするが、地下遺構を掘削する恐れのある新規樹木の栽培や移植は現状変更は認めないものとする。

②現状変更等の取扱い基準

前述の現状変更と取扱い方針に従い、現状変更の取扱い基準を以下に定める。

1) 現状を変更する行為の取扱い基準

小迫辻原遺跡における現状変更等の許可申請の対象となる行為は以下のものとする。

ア 発掘調査等各種学術調査のために必要な行為。前述の現状変更行為の区分において示したEが該当し、整備や遺構確認のための発掘調査を実施する場合は、遺構の保存を前提として必要箇所留めるものとする。

イ 史跡の保存管理及び整備活用上必要な行為。前述の現状変更行為の区分において示したA～Dが該当し、保存管理及び整備上必要な行為による。ただし、これらの行為は整備計画や公有化に基づくものであり、史跡指定地の景観に配慮したものとする。

ウ 周辺生活や農業作業に影響のあるもので、地下遺構に影響を及ぼさない軽微なもの。

2) 保存に影響を及ぼす行為の取扱い基準

前述の保存に影響を及ぼす行為については、発掘調査等の各種調査、史跡の保存管理及び整備上必要な行為以外については、現在実施されている畑作を除いて現状変更等の許可が不要かどうかを判断する必要があるため、事前に日田市教育委員会と協議を行うものとする。

③現状変更等の許可が不要な行為

1) 維持の措置の例（「特別史跡名勝天然記念物又は史蹟名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則」第4条該当項目）

- ・大雨等の際に斜面部分等で小規模な崩落が生じた際の盛土による現状復旧（第4条第1号及び第2号に対応）
- ・道路、畑面などにおいて、降雨などにより軽微な表土の流出等が発生した場合の原状復旧（第4条1号及び2号に対応）
- ・台風等の災害により生じた倒木の伐採及び撤去（第4条第3号に対応）

2) 非常災害のために必要な応急処置の例

史跡の管理団体が行う、毀損等の未然防止や拡大防止のための応急的な措置

例）大雨、台風等の際に斜面崩落危険箇所や浸水箇所等へ被害拡大防止のために行う、土嚢の設置や簡易な土留め杭・立入禁止柵等の仮設の工作物の設置

3) 管理団体が行う管理行為

- ・史跡の日常的清掃、除草、定期的草刈
- ・枯損木・倒木・枯枝の伐採及び除去。支障枝・危険枝の伐採。
- ・文化財保存活用施設の清掃・補修

4) 現在実施されている農業行為

- ・地下遺構面を傷めることがない手法にて指定以前より行われている現在の作物ないし同種の地下遺構を削平することのない種類の栽培を行う畑作。

（4）公有化の方針

公有化の必要性

管理団体である日田市は、現状変更の制限により所有者が損失を受ける場合や整備のために史跡指定地における土地が必要と認められる場合は、当該土地等の公有化（買取）を行う。

現在、史跡小迫辻原遺跡の大半が個人所有の畑として利用され、指定直後より、地権者に対して遺構保護の観点から、耕作制限等に協力をお願いし指定地の保存と管理を行ってきた。しかしこの現状では、所有者の私有財産権を尊重する必要もあり、積極的な保存と管理が困難な状況であるといえる。そこで、今後の指定地の保存と管理をより確かなものにし、さらに積極的な公開活用を目的として整備するために、条件が整い次第公有化を図るものとした。

公有化にあたっての課題

公有化の対象となる土地のほとんどは民有地であり、かつ農地である。また生活用道路として利用されている市道も所在している。そこで、公有化及び整備にあたっては農業振興地域の整備に関する法律や道路法など関係法令に照らし合せながら対応するものとする。

5. 本質的価値の保存のための追加指定等の検討と周辺の保全

現在の指定の範囲は台地の一角であるものの、その周辺にも遺跡の本質的価値を構成する枢要の要素と同時代の遺構群などが広がっていることが予測されるとともに、台地崖面なども遺跡を構成する要素の一つと捉えられることなどから、指定地と一体となった保護が必要になるものと考えられる。

そこで、史跡の本質的価値と一体をなす地下遺構群が広がる範囲を周辺部において確認するための発掘調査を行い、適正な指定範囲を検討する必要があり、その結果に従って追加指定等を検討するものとする。追加指定地の公有化についてはその結果に応じて検討する。

ただし、その範囲については「4. 保存管理の方法 (2) ③周辺部」において定めた地区設定に従い、「A 台地周辺部」・「B 台地崖面」・「C 崖面周辺域」を踏襲し、台地周辺部から A⇒C の優先順位で追加指定等を検討するための調査を行っていくものとする。

また、史跡の整備・活用のため、または景観の保全のためといった目的の公有化についても必要に応じて検討するものとする。これらは、追加指定等による公有化以外の、史跡の積極的な公開活用を目的とした整備のために必要となる駐車場やガイダンス施設等・景観保全のための用地などが想定される。公有化の対象となる土地のほとんどは民有地であり、かつ農地である。

その範囲についても地区設定を踏襲して行っていくものとする。なお、台地崖面や崖面周辺部に関しては必要に応じて周辺環境の保全にむけての景観保全策の導入などを検討するものとする。



写真 29 台地上の未指定地（南側）



写真 30 台地上の未指定地（東側）

第5章 整備・活用

1. 基本構想、上位計画及び関連する計画

整備・活用を検討するにあたっては、小迫辻原遺跡を日田市の歴史文化遺産のシンボルとして整備の基本構想をまとめた「史跡 小迫辻原遺跡保存整備基本構想」（平成10年策定）を踏まえつつ検証し、上位計画や関連計画との整合を検討する必要がある。以下その概要について述べる。

（1）基本構想の概要

小迫辻原遺跡の整備全体像については平成10年策定の『史跡小迫辻原遺跡保存整備基本構想』において纏められている。既に12年の月日がたっており、現在の社会的実情に合わない部分なども見られるものの、基本的にこの構想に基づいて計画が進んでおり、今後は必要な箇所の修正や見直しを行いながら、整備基本計画をたてる必要があるものと考えられる。以下構想のポイントを整理する。

①整備の目的と理念

「遺跡の恒久的保存」を基本とし、「生涯学習の拠点」・「地域交流ネットワークの拠点」・「観光振興の拠点」の3つの柱を整備目的として設定している。そして、この整備により日田市の「歴史文化遺産を活かしたまちづくり」の核として位置づけるものである。

②整備方針と概要

史跡内

- ・基本的に、遺構の変遷が理解できるよう4つ時代（弥生・古墳・古代・中世）を整備する。
- ・4つの時代の遺構を年次ごとに整備する。
- ・特に1号条溝・2号方形環濠建物・2号環濠は優先的に整備する。

史跡周辺

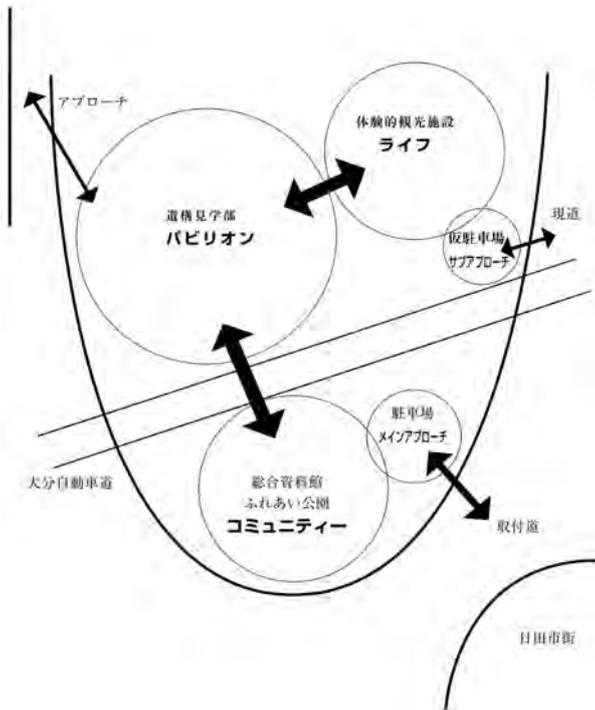
- ・広大な用地を活用し、生涯学習だけでなく周辺地で農業振興をはかる施設を整備する。
- ・遺跡及び市内を俯瞰できる施設を整備する。
- ・周辺地域との交流ネットワークをはかる施設を整備する。

施設構成の概要

主な構成の概念図は第27図に示されるとおりである。

③ゾーン設定（第28～30図）

主要遺構の分布に併せて「弥生・古墳ゾーン1」・「弥生・古墳ゾーン2」・「古代ゾーン」・「中世ゾーン」の4つに分けし、このなかで復元可能な遺構を復元する。また周辺部の駐車場とアプローチ道路についてもメイン及びサブの区分を行い、周辺施設も「ライフゾーン」・「コミュニティゾーン」などに分けている。



第7表 遺構展示方針（基本構想より）

ゾーン	対象遺構	展示手法
弥生・古墳ゾーン1	2号環濠	全面復元
	3号環濠	遺構表現のみ
	竪穴住居9棟	全面復元
弥生・古墳ゾーン2	1号方形環濠建物	柱表現
	2号方形環濠建物	全面復元
	3号方形環濠建物	柱表現
	1号条溝	遺構表現のみ
古代ゾーン	7棟の掘立柱建物群	全面復元
	1号竪穴住居・小竪穴	全面復元
中世ゾーン	2号環溝屋敷	全面復元

第27図 施設構成の概念図（基本構想より）



第28図 ゾーン設定と全体配置（基本構想を修正）

第8表 事業タイムスケジュール (基本構想より)

ゾーン	整備対象遺構	1次				2次				3次				4次				
		1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	
バビロンゾーン(指定地)	弥生・古墳ゾーン2	1号方形環濠建物	■															
		2号方形環濠建物		■														
		3号方形環濠建物			■													
	弥生・古墳ゾーン1	1号条溝				■												
		2号環濠					■	■	■									
		3号環濠								■	■							
		竪穴住居9棟										■	■					
	ガイダンス	ガイダンス説明板								■								
	中世ゾーン	2号環溝屋敷									■	■						
	古代ゾーン	7棟の掘立柱建物群												■				
1号竪穴住居・小竪穴														■				
ライフゾーン	交流センター								■	■								
	観光農園								■	■								
	キャンプ場								■	■								
サブアプローチゾーン	仮駐車場									■	■							
	駐車場一部→オートキャンプ場																■	
コミュニティーゾーン	日田総合資料館								■	■								
	ふれあい公園																	
メインアプローチゾーン	メイン駐車場																	



第29図 施設配置計画図 (基本構想より)



第 30 図 全体整備完了イメージ図（基本構想より）

④事業期間（第 8 表）

先のゾーン設定にあわせて、1 期 4 年単位の 4 期区分（16 年間）を行っており、これには土地公有化及び発掘調査期間は含まれていない。整備スケジュールは主に「弥生・古墳ゾーン 2」⇒「弥生・古墳ゾーン 1」⇒「中世ゾーン」⇒「古代ゾーン」の順に分けられ、途中 2 期工事よりライフゾーンやコミュニティゾーンを整備することになっている。

⑤管理・活用計画

遺構の恒常的な管理等について、地域住民への管理協力も視野に入れており、インタープリター（解説員）の養成や見学対応などにボランティア・郷土史家等の協力を想定している。

管理計画においては、遺跡内の古代ディキャンプ・スケッチ大会・発掘体験・小迫辻原まつり・青空教室・自然観察会等の様々な活用イベントを行うこととしている。また活用ネットワークの形成に関しては市内の史跡・文化財のネットワークとともに、原の辻遺跡・平塚川添遺跡・小迫辻原遺跡・安国寺遺跡・吉野ヶ里遺跡・大宰府史跡の広域古代遺跡のネットワーク形成を想定している。

(2) 日田市総合計画・新市建設計画・教育行政実施方針の概要

◎第3次日田市総合計画（平成2年策定）

地域性を尊重したゆたかでゆとりある人間性溢れた市民生活を構築する「ヒューマンシティ」を基本理念に、「活力あふれ、文化・教育の香りたかいアメニティー都市」を将来都市像のキャッチフレーズにし、歴史的・自然的風土に愛着を持ち、快適で活力ある地域の創造を目指して21世紀を展望したまちづくりの基本計画を策定している。「教育と文化の充実」をまちづくりの大綱の一つに掲げ、基本構想の「ロマンに満ちた潤いのある文教都市の実現」においては、その施策の軸の一つとして「みんなで愛し、守り、伝える郷土の歴史と文化的遺産」を定め、「古代遺跡公園等の整備」のひとつとして「小迫辻原遺跡の整備」が挙げられている。ここでは「日本最古の豪族居館跡の発見により全国的に注目されるに至った小迫辻原遺跡の遺構の復元整備を行うとともに、その周辺部を発掘調査し遺跡の全容を解明し、市民の夢とロマンを創造するにふさわしい史跡公園として整備する。」とし、小迫辻原遺跡の整備が、市のまちづくりの中で一つの根幹をなす事業として位置づけられている。

◎第4次日田市総合計画（平成12年策定）

市が持つ自然・歴史・文化などの地域特性を生かした市民が幸福を実感できるまちづくり、市民が誇りと愛着を持てるまちづくりを勧めるため、基本理念を「自ら関わり、共に創るヒューマンシティ」と定め、将来都市像のテーマを『人・まちの個性が輝き、響きあう共生都市』と設定している。この計画の『基本構想編 第2章まちづくりの大綱 5郷土を愛し心豊かな人が育つまちづくり』では、「今日まで受け継がれてきた歴史的・文化的遺産を市民共有の財産として未来につなぐため、それらを保存・公開することにより、地域の歴史や文化を多くの人々と共有し、その重要性を広く伝えていきます。特に咸宜園や小迫辻原遺跡など、歴史的に貴重な遺跡については、人々が自由に訪れ、その歴史に触れることが出来る環境として整備し、次世代へと託します。」とされている。また『基本計画編 第5章郷土を愛し心豊かな人が育つまちづくり(5)歴史的文化遗产』においては、「小迫辻原遺跡は本市を代表する貴重な遺産であり、教育の場、文化施設としてのみならず、観光資源としても活用し、人々が訪れ、学び、歴史に触れられる日田の歴史文化の発信拠点として次世代へと託す必要があります。」とされており、咸宜園と共に重点事業として史跡公園の整備を計画目標としている。

◎第5次総合計画（平成19年策定）

中長期的な展望に立ち、総合的かつ計画的に行政運営を進めていくため合併時に策定した新市建設計画を踏襲するとともに、市民の今後のまちづくりに関する意見などを聴取して、合併後のあらたなまちづくりの方向を示している。その基本理念を「自ら関わり、共に創るヒューマンシティ」と定め、将来都市像のテーマを『人・まちの個性が輝き、響きあう共生都市』と設定している。この計画の『基本構想編第2章まちづくりの大綱 心豊かで輝く人の育つまちづくり(1)文化芸術の振興』において、「地域に残る豊かな自然、歴史と伝統にはぐくまれた文化財を貴重な財産として後世に伝えていくため、その調査・保存に努め、史跡や博物館の整備を行い、併せて教育や観光等様々な分野で活用します。」としている。また『基本計画編 第5章心豊かで輝く人の育つまちづくり(1)芸術文化の振興』において、「歴史や風土に培われてきた文化の保存及び継承に努めると共に、将来に向けた地域文化の発展に取り組みます。」を基本方針とし、主要施策の「①文化財や芸術文化等の保存、継承と発展」において、「史跡、歴史的町並み及び建造物等の保存整備と活用の推進」を主要事業に挙げている。

◎日田地域の新しいまちづくり計画—新市建設計画—（平成16年策定）

市町村合併後の日田市の進むべき方向について、より詳細かつ具体的に定めるものとして策定されている。そのなかの主要施策「心豊かで輝く人の育つまちづくり 芸術文化の振興」において「地域に残る文化財を貴重な

財産として後世に伝えていくため、文化財の保護・整備に努めるとともに、学習の場や観光資源として活用していくための環境整備を推進します。」とし、史跡の整備を包括した方針に組み込んでいる。

◎**日田市教育行政実施方針**（平成 19 年策定）

「第 5 次日田市総合計画・基本計画」の教育部門の実施方針であり、主に「第 5 次日田市総合計画・基本計画」で示された分野別施策方針「心豊かで輝く人の育つまちづくり」を実現するための具体的な取り組みを示している。このなかの「Ⅴ 文化財の保存と活用 2 保存と活用に向けた環境の整備」のなかで、「咸宜園跡、小迫辻原遺跡、ガランドヤ古墳をはじめとした史跡の保存整備を積極的に取り組み、保存とともに活用へ向けた整備を推進します。」としている。

(3) 関連計画の概要

◎**日田市都市計画マスタープラン**（平成 8 年策定）

都市計画法第 18 条の 2 第 1 項に定める「都市計画に関する基本的な方針」に規定されたもので、日田市の都市計画の取り組みについて定めた計画書である。そのなかの「地域別構想 朝日地域」において重点的に整備を図る項目として「小迫辻原遺跡の史跡公園整備」が抽出されている。

◎**日田市環境基本計画**（平成 13 年策定）

日田市の環境への幅広い取り組みについて定めた計画書で、「人と地球にやさしい環境共生都市」を目指すものである。このなかの「環境基本計画体系 4-2 環境魅力を活性化する ii - (1) 歴史的環境のまちづくり」において『歴史文化保全の継承』として、「ガランドヤ古墳群、咸宜園跡、小迫辻原遺跡等の遺跡保存整備や歴史公園の整備を進める。」とされている。

◎**日田市文化振興基本計画**（平成 19 年策定）

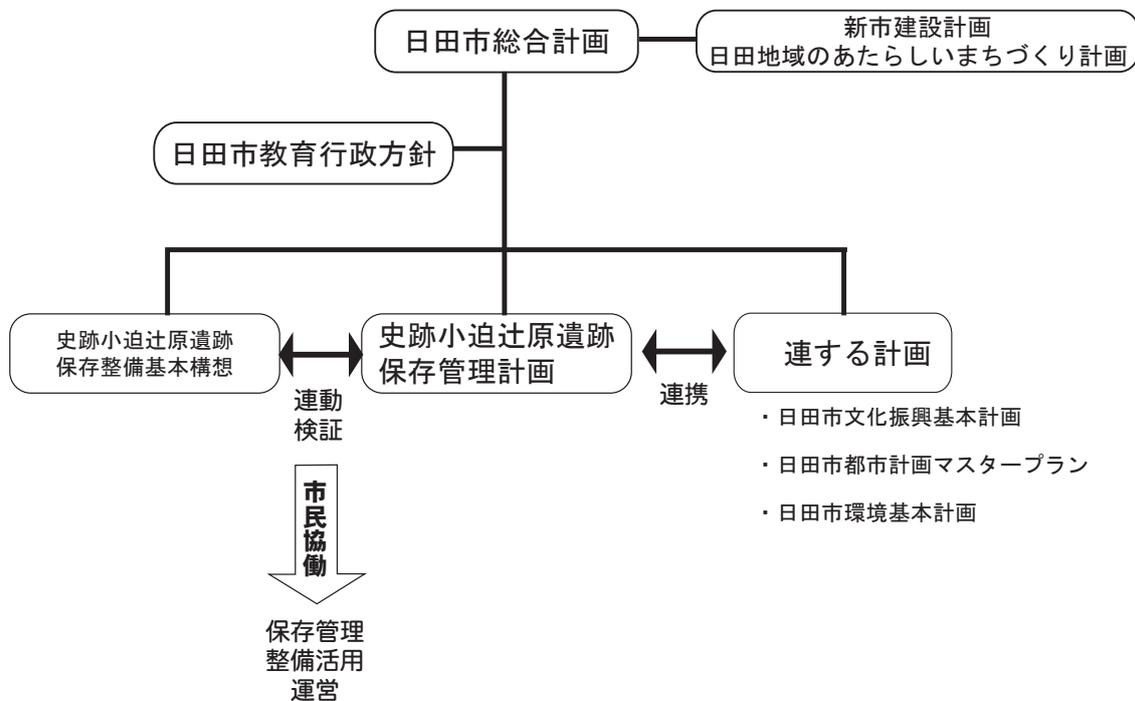
日田市の文化をはぐくみ振興するにあたっての方向性を定めた計画書で、文化の保存・継承と日田らしい歴史・風土の反映を目指している。このなかの「施策及び事業 (1) 文化の保存継承及び発展の取り組み ◆地域特有の伝統芸能や伝統技術並びに文化財等の保存、継承及び活用」において「史跡小迫辻原遺跡の整備（土地公有化へ向けた準備・史跡地及び周辺地の購入・発掘調査の実施・進入路の整備等）」が主要事業に挙げられている。

(4) 各計画の位置づけ

本計画の策定に当たっては、基本構想や市の総合計画を踏まえ、史跡小迫辻原遺跡の関連計画における位置づけを明確化する必要がある。そのうえで、関連計画や事業等と連携を図ることを基本に、文化財の保存管理計画に留まることなく、日田市まちづくりの基本理念である「自ら関わり、共に創るヒューマンシティ」を実現し、市民と行政が協働して進めていけるようなまちづくりの総合的な内容に発展させる。そうすることで、市の将来都市像である「人と自然が共生し、やすらぎ・活気・笑顔に満ちた交流都市」を具現化する一助とするものである。

さて、前述のとおり、市の最上位計画である総合計画においては、史跡の保存整備と活用の推進が主要施策として挙げられており、この20年間一貫して小迫辻原遺跡はその主要事業に位置づけられている。これに基づき、平成10年に作られた基本構想では、台地全体の整備を数十年かけて行い、市の文化財施策の核として利用することを想定している。また、関連計画においても、これらが踏襲されて、史跡の整備と活用が主要事業に位置づけられている。さらに今後、市の文化財の上位計画であるマスタープランの作成なども予定されており、市の文化財の整備・活用のなかでも根幹をなす中心的な事業として位置づけられよう。

さて、本計画の位置づけを整理すると、以下の概念に集約されるものと考えられる。計画の実行にあたっては、各計画相互の連携・連動を行い、官民共同にて実施する必要がある。



各計画の位置づけ

2. 整備・活用の基本方針

史跡小迫辻原遺跡の価値についてはこれまでに述べているが、その本質的価値の中心は弥生時代末から古墳時代初頭の環濠集落と祭祀色の強い方形環濠建物が出現・変遷していく過程を同一台地上でたどることができ、国家形成期の社会状況が凝縮されている点にある。

それらの殆どは現状では地下遺構として保存されているものの、その価値と保存の必要性が正しく理解され、次世代へと受け継いで行くためには、保存管理計画に基づく保存・管理のみならず、本遺跡の価値を最大限に引き出すことを目標とする必要がある。このため、「保存」と「活用」の適切で包括的な両立を目的として「整備」を行う必要がある、これにより、史跡価値の顕在化が進展するものと考えられる。そして、史跡の価値の顕在化により、史跡が学校教育や生涯学習等、市民のアイデンティティ形成のために活用され、市民がより史跡に対する理解を深めることにつながる事が期待される。そしてその結果、市民の手での恒常的な維持管理の推進が図られるのみならず、史跡が日田市の歴史文化の拠点となり、まちづくりや地域活性化の大きな核となる事が予想される。地域資源面での活用効果も大いに期待されるのである。その目指すべき基本的な考え方を以下の5点に整理する。

- 遺跡の保全を図るとともに、周辺景観を守り、地域の人々に親しまれ活用される史跡整備を行う。
- 市民や来訪者が「遺跡と対話し、学び、遊ぶ」歴史体験型の史跡整備を目指す。
- 弥生時代から古墳時代への変換期の社会状況を解明する資料を提供できる遺跡の特性を活かすのはもちろんのこと、日田市における文化財全般の情報発信や研究拠点としての性格の整備を目指す。
- 市民が多様な立場から史跡の整備活用に参画し、自らが地域文化の担い手として文化を創造する空間としての整備を進める。
- 日田市のほかの文化財とのネットワークを形成し、まちづくりの核の一つとして地域活性化に資するような史跡の整備・活用を目指す。

以上の考え方を実現するため、整備・活用の基本方針を以下のように整理する。

①保存を確実にするための整備

保存管理計画に基づき、小迫辻原遺跡の構成要素のうち、本質的価値を構成する枢要の要素である地下遺構を良好な状態で将来に継承するために、確実に保存する。

②遺跡の価値の顕在化のための整備

小迫辻原遺跡の価値を最大限に引き出すことを目的とし、本質的価値を容易に理解できるように遺構の復元等により、全体像を明瞭にし、人々の目に触れ、身近に感じられるように史跡の保存と調和した積極的な公開・活用を推進する。

③遺跡の特徴・価値の周知、利活用のための整備

小迫辻原遺跡を学ぶための各種施策を実施するためや地域資源としての活用のための整備で、多くの来訪者を受け入れ、安全で快適に散策や様々なふれあい体験等が行えるよう、基盤となる便益施設や管理施設等の充実を推進する。

④地域との連携の推進

史跡の公開とともに、適切な情報の発信により、多くの人々の利用を促すため、地元自治体や関係機関と連携し、既存の歴史・文化的資源の活用等による多面的活用の促進等、多様な普及啓発活動を推進する。また、地域の文化財として愛護し、受け継いでいくためにも、恒常的な維持管理等への理解と協力を促す。

⑤遺構の保存・継承のための調査・研究の推進

整備に際して、これまで蓄積されてきた資料の整理・活用に加え、未調査地部分の発掘調査を行うことで、本質的価値の保存の基礎とし、遺跡の研究を推進する。

3. 整備・活用の方法

『史跡小迫辻原遺跡保存整備構想』と上記方針に基づき、整備活用の具体的な方針について検討すると、想定される施策として以下のような事項が考えられる。なお、整備活用にあたっては構想を踏まえつつ新たな施策を検証し、詳細な整備計画については別途策定するものとする。

①保存を確実にするための整備

- ・遺構の破壊を引き起こす危険性の高い樹木の伐採等を行い、必要に応じて被覆保存や植栽により遺構の長期にわたる保存のための措置を行う。
- ・史跡標柱や遺構説明板、ガイダンス説明板等の説明板の整備、園路や管理用柵等の整備、史跡境界標の整備を行う。また、災害等による遺構の破損を防ぐため、給排水施設や斜面地の崩落防止工事など防災施設等の整備を行う。

②遺跡の価値の顕在化のための整備

- ・保存を前提として覆土固定された遺構については、地上表現や植栽表現、柱表現などを行い、建物については全面復元と一部復元に区分けして実施する。なお、どの遺構を復元するかについては、整備構想の案を踏まえつつも、整備の進捗などに応じて詳細を検討し直すものとする。
- ・復元された遺跡と併せて、史跡の理解を深め、周辺の古代遺跡の状況を知ることが出来る展示室や様々な活動の場と情報を提供できる案内施設などの整備を検討する。

③遺跡の特徴・価値の周知、利活用のための整備

- ・来訪者が遺跡を体験的に学ぶための動態展示としての発掘調査の通年実施を検討し、擬似体験発掘のための発掘体験施設の復元的整備を行う。
- ・遺跡の自然環境との調和を図るとともに、これまでの現況を周知するため、部分的な菜園等としての利用も検討する。
- ・展示施設等において史跡に関する各種情報の収集を図り、公開すると共に市民講座や体験学習を実施する。
- ・来訪者が自然に触れ合いながら楽しめる施設や日田の農産物等を体験的に学習できる施設等の整備を行い、併せて各種活用イベントを開催する。
- ・小迫辻原遺跡の特性を活かし、インターネット等を利用しながら多面的な情報発信を図り、周知の裾野を広げる。
- ・遺跡価値や史跡の特性をより高めるため、太宰府市九州国立博物館や佐賀県吉野ヶ里遺跡、福岡県平塚川添遺跡などの市内外の博物館や史跡等を結んだネットワークの構築を県との協力のもと検討し、活用する。

④地域との連携の推進

- ・地域住民や市民参加による史跡案内ボランティアの充実のためにガイド育成講座等を開催する。
- ・史跡の保存管理・公開・活用活動への地域住民等の参画と協働活用への支援の方策を検討する
- ・地域や市民の教育・学習・集い・ふれあい等の場の提供や遺跡を活かしたまちづくり活動機会の支援を行う。

⑤遺構の保存・継承のための調査・研究の推進

- ・調査にあたっては、史跡内の未調査地部分を優先的に条件が整い次第調査し、また必要に応じて専門家の指導を仰ぎながら研究を促進させる。指定地周辺については、遺跡の広がり等を確認するための調査を実施し、追加指定等の検討を行う。また、同時代の同種の史跡を有する関係機関や大学等の各種関連機関との連携を図りながら、共同調査・研究や情報の共有化を進めるなどして、弥生時代から古墳時代への変換期の社会状況の解明について総合的な調査・研究を行う。
- ・史跡の調査や研究や市内の文化財の情報発信の拠点となる施設の整備も検討する。

4. 今後の整備・活用の進め方

(1) 史跡整備構想の検証

前節までにおける整備活用の方針と方法については、整備構想を踏まえつつ検証し、新たな考え方を盛り込んだ。しかし、整備構想時において検討された案も、現在の実情では、実施困難なものも想定される。さらには、顕在化のための効果的整備を検討すると、構想時のゾーン分けや整備手法なども変更となる可能性が考えられる。また、公有化の進捗などに併せて、早期の部分整備などが必要となる場合も想定され、広大な史跡の維持管理の方策に併せて整備方針を変更する必要も生じるものと考えられる。そこで、具体的な整備計画にあたっては、必要に応じて構想を検証し新たな方策を盛り込みながら見直しを図っていくものとする。

(2) 史跡整備基本計画の作成

整備活用においては、前述の基本的考え方や方針・方法を盛り込みながら構想を検証し、全体的な整備計画を作成する必要がある。しかし、整備計画に基づき整備・活用は実施されるものの、完了するまでには、相当のタイムスケジュールを設定する必要がある。その場合、整備が完了しないと遺跡の顕在化や活用が図れないという事態を避けるため、完了までの段階的な整備プログラム設定し、整備実施中における活用プログラムを「3. 整備の方法 ③遺跡の特徴・価値の周知、利活用のための整備」において提示した内容などから選択的に設定することで、整備そのものが新たな遺跡の魅力を引き出すような仕組みを検討するものとする。

第9表 整備活用のスケジュール

項目	全体目標（予定期間30年）														
	前期目標					中期目標					後期目標				
土地公有化	■	■													
発掘調査	■	■	■	■	■	■	■								
追加指定等				■	■			■	■						
周辺地公有化					■	■	■	■	■						
基本計画策定				■											
第1期整備（構想第1次）					■	■									
第2期整備（構想第2次）										■	■				
第3期整備（構想第3次）											■	■			
第4期整備（構想第4次）														■	■

※第1～4期の整備内容は基本構想の第1～4次の内容（P67 第7表）を参照
この表は計画の推進に併せて変更となる予定

（3）整備・活用のスケジュール

小迫辻原遺跡の整備・活用事業タイムスケジュールは、整備構想では、発掘調査や公有化作業の期間を除いて計16年が設定されている。しかし、公有化の着手もこれからの状況では、発掘調査期間と併せても、単純にこれから20年以上の歳月が必要となる。さらに、既に構想策定から12年が経過していることから、社会状況によってはさらに着工・完成が遅延する可能性が高い。

そのため、前述の基本方針の考え方や整備プログラムに沿って、タイムスケジュールの見直しは必須である。そのうえで早期の事業着手のためには、当面の作業を設定しておく必要がある。そこで、整備の前提となる公有化及び発掘調査を積極的に推進し、整備基本計画を策定しつつ、並行して史跡の本質的価値の中心となる方形環濠建物を含む一帯（場所）の整備を第1期整備と位置づけ、優先的に史跡の顕在化を図る必要のある箇所を整備計画に着手することを当面の前期目標とする。さらに、事業進捗を鑑みながら、第1期整備の完成、第2～4期整備に取り組むことを中・後期目標とするが、当然事業の進捗に応じてこのスケジュールは変動することになるため、その都度計画の見直しを行うものとする。

（4）地域資産としての活用

小迫辻原遺跡の整備は地域振興と密接に関わりあっている。整備による顕在化によって、学校教育の教材、課外活動の場、生涯学習や学術研究のための素材の提供といった文化的な効果、住民のコミュニティーの場、文化活動の拠点施設の提供ができる生活的な効果、地域観光の拠点、地域の名物、資源の活用ができる経済的な効果が期待される。このように期待される文化的・生活的・経済的効果が市全体に及ぼす影響は大きく、まちづくりの一つの根幹をなす事業として位置づける。したがって、小迫辻原遺跡の整備においては、まちづくりの核として、さらには大分県内や北部九州広域圏における地域間交流の核として果たす役割を想定しながら、その整備・活用を推進するものとする。

第6章 管理・運営及び体制整備

小迫辻原遺跡は市北西部のやや奥まった位置にあり、交通の便が良いとは言えない場所にある。このことから、小迫辻原遺跡単独での管理運営だけではなく、市内の各地に分布する各種史跡やその他の歴史・文化的資源（例えば豆田町の伝統的建造物群保存地区や小鹿田焼の里の重要文化的景観）などとの連携による活用ネットワークの構築は不可欠で、保存管理や運営にはそれらを管理する機関や市民と協力が必要である。

とくに、まちづくりの官民共同での取り組みが重要視される昨今では、地域住民の史跡に対する理解と親愛の情を深めることを目的としつつも、市民の参加と協力はたいへん重要であり、今後の体制整備の核となるものと考えられる。そこで、管理・運営の基本方針を次の通り定める。

1. 基本方針

(1) 行政内部における体制強化

小迫辻原遺跡の保存管理に関わる行政機関は管理団体指定を受けている日田市で、担当部署となるのは教育庁文化財保護課である。しかし、指定地内の農地は農業振興地域に指定され市農業振興課が管轄しており、史跡内の道路は市土木課が管轄している。そのほか史跡公園の整備が市都市整備課、市水郷ひたづくり推進課、市文化振興課の管轄するそれぞれのマスタープランに挙げているなど多岐の機関と関わっている。また、文化財行政の指導的立場にある文化庁や大分県教育委員会といった関係機関もあり、これら関係機関と市教育庁文化財保護課が共通認識を形成するために情報交換等を行う機会を確保し、綿密な連携を形成する体制の強化に努める必要がある。

(2) 核となる施設の検討

また、今後長期間かけて整備が行われるなかで、調査研究を行うとともに整備にあわせた活用の実施や管理運営のための施設は不可欠で、この施設を中心として体制強化が今後図られるものと考えられる。さらに、この施設を核として、その他の文化財との連携体制を構築する必要がある。そこで、史跡や市内文化財の管理運営などの核となる施設について検討を行う。

(3) 地域との連携の推進（ボランティア等の人材育成）

小迫辻原遺跡の保存管理にあたっては、日常的に小迫辻原遺跡を見守り続けている市民の理解と協力が不可欠である。小迫辻原遺跡の保存に関する市民団体や研究機関・団体などとの協力を深め、その意見を反映できるような仕組みを検討していくと共に、史跡の保存管理を担う人材や団体の育成を行う。また、個人レベルでの市民の参加機会を拡大するための施策を検討していく。

(4) 市民・民間企業と行政との協働化や活用ネットワークの構築とその仕組みづくり

地元企業等の協力も依頼して、市民や企業等との協働のための組織作りに努める。一方で持続的継承を支える人材確保や財源確保のため、民間人材や資金の活用等も視野に入れて検討していく。また、史跡やその他の歴史的資源との連携による活用ネットワークの構築のみならず、同種の史跡を有する他市との活用ネットワークを構築し、人材育成や活用などの仕組みづくりを行う。

2. 体制整備

(1) 段階的な取り組みの実施

今後、本計画に基づいて集中的に保存管理に取り組むべき内容と長期的な視点で取り組むべき内容があることを考慮して、短期的及び長期的な2つの段階目標を設定し取り組みを進める。

短期目標

多くの関係機関が適切な役割分担の下に連携していく体制を強化するとともに、市民参加の機会の拡大を図り、将来における市民と行政の協働の可能性を検討していく。また、市内の文化財との活用ネットワークの構築を目指す。

長期目標

市民と行政の役割を明らかにしたうえで、市民や企業等が積極的に協働して、史跡小迫辻原遺跡を守り、価値を高め、持続的に継承していける仕組みを構築する。広域的な史跡活用ネットワークを形成し、人材の持続的な育成に努める。

(2) 当面の取り組み

史跡小迫辻原遺跡の管理運営は、市が行ってきている。これらのことから、管理運営に当たっては、これまでの体制をもとに、保存管理の基本方針と方法を徹底していくことを主眼に置き、行政内部における体制強化を図るが、特に次の項目について十分考慮する。

①管理に係る関係機関の連携・支援体制の強化

保存管理に係る関係機関の間において、管理に関する事項等の緊密な情報交換や保存管理に係る助言・支援が行えるような体制の構築を図る。体制構築にあたっては、必要に応じて会議を開催し、緊密な情報交換や意見調整を行う。保存管理の基本方針と方法への理解を深め、協力を得ていく必要があることから、史跡に関わる関係機関間の会議に必要に応じて参加を求め、常に保存管理に関する共通認識の形成に努めることが望ましい。また、これら体制強化のために管理運営の核となる施設について検討を行う。

②市民・企業と行政の協働

当面は、保存管理計画に基づく取り組みを推進するが、将来的には史跡を適切に保存管理していくため、市民・市民団体・企業と行政が協働出来る仕組みを幅広く検討していく。

③意識啓発と人材育成のための企画推進体制の強化

地域住民をはじめ市民が史跡を誇りにし、史跡を構成する文化財の適切な保存管理のあり方について認識を共有できるよう、関係機関や市民団体等に対して、学校単位や個人単位で市民が参加できるような各種の学習・交流事業の開催を促していく。

④公有化後の維持管理

史跡指定地の大部分は農地である。行政が広大な敷地全てを維持管理し、単純に除草等を行うのは非常に困難となることが予測される。そこで、今後進展が予測される公有化後は、今後の整備・活用を念頭に置きながら、花畑等や牧草作成など市民やNPOなどの参加を募りながら管理することも考える必要がある。構想においては体験農園等も想定されていることから、単に維持管理するだけでなく、整備の最終形などもイメージしてランニングコストを抑えていく必要がある。

《参考文献》

- 『月刊文化財』平成6年12月号 文化庁文化財部 1994
- 『居館の里 - 小迫辻原遺跡 大分県日田市』日田市教育委員会 1993
- 『まちづくりフォーラム 96 黎明の比多国 - 小迫辻原遺跡の世界』まちづくりフォーラム実施委員会 1996
- 『九州横断自動車道建設に伴う発掘調査概報』大分県教育委員会 1984
- 『九州横断自動車道建設に伴う発掘調査概報 - 日田地区 -』大分県教育委員会 1985
- 『小迫辻原遺跡 (L-1 区)』『日田地区遺跡群発掘調査概報Ⅲ』日田市教育委員会 1988
- 『小迫辻原遺跡Ⅱ (N 区)』『日田地区遺跡群発掘調査概報Ⅳ』日田市教育委員会 1989
- 『小迫辻原遺跡Ⅲ (O 区)』『日田地区遺跡群発掘調査概報Ⅴ』日田市教育委員会 1990
- 『小迫辻原遺跡Ⅳ』『日田地区遺跡群発掘調査概報Ⅵ』日田市教育委員会 1991
- 『小迫辻原遺跡Ⅴ』『日田地区遺跡群発掘調査概報Ⅶ』日田市教育委員会 1992
- 『小迫辻原遺跡Ⅱ - 小迫辻原遺跡範囲確認調査概要報告書 -』日田市教育委員会 1992
- 『小迫辻原遺跡』『平成4年度(1992年度)日田市埋蔵文化財年報』日田市教育委員会 1994
- 『小迫辻原遺跡』『平成5年度(1993年度)日田市埋蔵文化財年報』日田市教育委員会 1995
- 『小迫辻原遺跡』『昭和62年度 大分県内遺跡詳細分布調査概報7』大分県教育委員会 1988
- 『小迫辻原遺跡』『昭和63年度 大分県内遺跡詳細分布調査概報8』大分県教育委員会 1999
- 『小迫辻原遺跡Ⅰ A・B・C・D区編』九州自動車道関係埋蔵文化財発掘調査報告書10 大分県教育委員会 1999
- 『小迫辻原遺跡 写真図版編』九州自動車道関係埋蔵文化財発掘調査報告書10 日田市埋蔵文化財調査報告書15
日田市教育委員会・大分県教育委員会 1999
- 『小迫辻原遺跡Ⅱ H区編』日田市埋蔵文化財調査報告書第15集 日田市教育委員会 2000
- 田中裕介・土居和幸「大分県小迫辻原遺跡」『考古学ジャーナル384』ニューサイエンス社 1995
- 土居和幸・田中裕介「最古の居館・小迫辻原遺跡」『風土記の考古学4 豊後国風土記の巻』同成社 1995
- 渋谷忠章・土居和幸「九州の豪族居館」『季刊 考古学第36号』1991
- 渡邊隆行「日田地域における弥生集落の動向」『平成21年度九州史学会考古学部会発表資料』2009
- 『第1編 先史・原始 第三章第一節五 小迫辻原遺跡の語るもの』『日田市史』1990
- 『日田市30年史』日田市 1974
- 『日田地域の新しいまちづくり計画～新市建設計画～』日田市群合併協議会 2004
- 『第3次日田市総合計画』大分県日田市 1990
- 『第4次日田市総合計画』大分県日田市 2000
- 『第5次日田市総合計画』大分県日田市 2007
- 『日田市教育行政実施方針』日田市教育庁 2007
- 『日田市都市計画マスタープラン』日田市 1996
- 『日田市環境基本計画』日田市 2001
- 『日田市文化振興基本計画』日田市 2007
- 『日田市勢要覧』日田市 2008
- 『史跡等整備のてびき 保存と活用のために』文化庁文化財部記念物課 2005

参考資料

■文化財保護法（抄録）	1
■文化財保護法施行令	7
■特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則	10
■文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからりまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状 変更等の許可の事務の処理基準について	11
■指定文化財一覧表	14

■文化財保護法（抄録）

（昭和二十五年五月三十日 法律第二百四十四号 第七回通常国会第三次吉田内閣）

最終改訂：平成一九年三月三〇日 法律第七号

目次

第一章 総則（第一条—第四条）

第三章 有形文化財

第一節 重要文化財

第二節 登録有形文化財（第五十七条—第六十九条）

第六章 埋蔵文化財（第九十二条—第一百八条）

第七章 史跡名勝天然記念物（第九九条—第一百三十三条）

第十三章 補則（第六六八条）

第十三章 罰則（第九九三条—第二三三条）

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）

二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）

三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）

四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとつて歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁りよう、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとつて芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとつて学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）

六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

2 この法律の規定（第二十七条から第二十九条まで、第三十七条、第五十五条第一項第四号、第五十三條第一項第一号、第六十五条、第七十一条及び附則第三条の規定を除く。）中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。

3 この法律の規定（第九九条、第一百条、第一百十二条、第二百二十二条、第三百一十一條第一項第四号、第五十三條第一項第七号及び第八号、第六十五条並びに第七十一条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

（政府及び地方公共団体の任務）

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎

をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

（国民、所有者等の心構）

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用にも努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

第三章 有形文化財

第一節 重要文化財

第二款 管理

（所有者又は管理責任者の変更）

第三十二条 重要文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、且つ、旧所有者に対し交付された指定書を添えて、二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

2 重要文化財の所有者は、管理責任者を変更したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、新管理責任者と連署の上二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。この場合には、前条第三項の規定は、適用しない。

3 重要文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。氏名若しくは名称又は住所の変更が重要文化財の所有者に係るときは、届出の際指定書を添えなければならない。

（管理団体による管理）

第三十二条の二 重要文化財につき、所有者が判明しない場合又は所有者若しくは管理責任者による管理が著しく困難若しくは不相当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該重要文化財の保存のため必要な管理（当該重要文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該重要文化財の所有者の所有又は管理に属するものの管理を含む。）を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、当該重要文化財の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基く占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、前項に規定する所有者、占有者及び地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第一項の規定による指定には、第二十八条第二項の規定を準用する。

5 重要文化財の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この節及び第十二章において「管理団体」という。）が行う管理又はその管理のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

6 管理団体には、第三十条及び第三十一条第一項の規定を準用する。

第三十二条の三 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、前条第三項及び第二十八条第二項の規定を準用する。

第三十二条の四 管理団体が行う管理に要する費用は、この法律に特別の定のある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理により所有者の受ける利益の限度において、管理に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

(滅失、き、損等)

第三十三条 重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき、損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者(管理責任者又は管理団体がある場合は、その者)は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、その事実を知った日から十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

(管理又は修理の補助)

第三十五条 重要文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、重要文化財の所有者又は管理団体がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、政府は、その経費の一部に充てさせるため、重要文化財の所有者又は管理団体に対し補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を交付する場合には、文化庁長官は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示することができる。

3 文化庁長官は、必要があると認めるときは、第一項の補助金を交付する重要文化財の管理又は修理について指揮監督することができる。

(管理に関する命令又は勧告)

第三十六条 重要文化財を管理する者が不適任なため又は管理が適当でないため重要文化財が滅失し、き、損し、又は盗み取られる虞があると認めるときは、文化庁長官は、所有者、管理責任者又は管理団体に対し、重要文化財の管理をする者の選任又は変更、管理方法の改善、防火施設その他の保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2 前項の規定による命令又は勧告に基いてする措置のために要する費用は、文部科学省令の定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。

3 前項の規定により国庫が費用の全部又は一部を負担する場合には、前条第三項の規定を準用する。

(現状変更等の制限)

第四十三条 重要文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項但書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 文化庁長官は、第一項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

4 第一項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、文化庁長官は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

第六章 埋蔵文化財

(調査のための発掘に関する届出、指示及び命令)

第九十二条 土地に埋蔵されている文化財(以下「埋蔵文化財」という。)について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

(土木工事等のための発掘に関する届出及び指示)

第九十三条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地(以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。)を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

(国の機関等が行う発掘に関する特例)

第九十四条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの(以下この条及び第九十七条において「国の機関等」と総称する。)が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たつて、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長(国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。)であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

(遺跡の発見に関する届出、停止命令等)

第九十六条 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝づか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第九十二条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる。ただし、その期間は、三月を超えることができない。

- 3 文化庁長官は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。
- 4 第二項の命令は、第一項の届出があつた日から起算して一月以内にしなければならない。
- 5 第二項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁長官は、一回に限り、当該命令に係る区域の全部又は一部について、その期間を延長することができる。ただし、当該命令の期間が、同項の期間と通算して六月を超えることとなつてはならない。
- 6 第二項及び前項の期間を計算する場合においては、第一項の届出があつた日から起算して第二項の命令を発した日までの期間が含まれるものとする。
- 7 文化庁長官は、第一項の届出がなされなかつた場合においても、第二項及び第五項に規定する措置を執ることができる。
- 8 文化庁長官は、第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされた場合には、当該遺跡の保護上必要な指示をすることができる。前項の規定により第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされなかつたときも、同様とする。
- 9 第二項の命令によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 10 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

第七章 史跡名勝天然記念物

(指定)

第九十九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物(以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物(以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市(特別区を含む。以下同じ。)町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に前項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。

5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。

6 文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

(仮指定)

第一百十条 前条第一項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。

2 前項の規定により仮指定を行つたときは、都道府県の教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。

3 第一項の規定による仮指定には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

(所有権等の尊重及び他の公益との調整)

第一百十一条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第九十九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たつては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。

3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じて文化庁長官に対して意見を述べることができる。

(解除)

第一百十二条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物がその価値を失つた場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。

2 第一百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第九十九条第一項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から二年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。

3 第一百十条第一項の規定による仮指定が適当でないとして認めるときは、文部科学大臣は、これを解除することができる。

4 第一項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第九十九条第三項から第五項までの規定を準用する。

(管理団体による管理及び復旧)

第一百十三条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第九十九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧(当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。)を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第一項の規定による指定には、第九十九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第一百十四条 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、前条第三項並びに第九十九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第一百十五条 第一百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人(以下この章及び第十二章において「管理団体」という。)は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、

地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。

4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなく、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第百十六条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

第百十七条 管理団体が行う管理又は復旧によつて損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の補償の額は、管理団体（管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会）が決定する。

3 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

4 前項で準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

第百十八条 管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。

（所有者による管理及び復旧）

第百十九条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、特別の事情があるときは、適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者（以下この章及び第十二章において「管理責任者」という。）に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。

第百二十条 所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第百十五条第一項及び第二項（同条第二項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三条、第四十七条第四項及び第百十五条第二項の規定を準用する。

（管理に関する命令又は勧告）

第百二十一条 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2 前項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。

（復旧に関する命令又は勧告）

第百二十二条 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又

は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。

3 前二項の場合には、第三十七条第三項及び第四項の規定を準用する。

（文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行）

第百二十三条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

一 管理団体、所有者又は管理責任者が前二条の規定による命令に従わないとき。

二 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でない認められるとき。

2 前項の場合には、第三十八条第二項及び第三十九条から第四十一条までの規定を準用する。

（補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の納付金）

第百二十四条 国が復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置につき第百十八条及び第百二十条で準用する第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は第百二十一条第二項で準用する第三十六条第二項、第百二十二条第三項で準用する第三十七条第三項若しくは前条第二項で準用する第四十条第一項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第四十二条の規定を準用する。

（現状変更等の制限及び原状回復の命令）

第百二十五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。

4 第一項の規定による処分には、第百十一条第一項の規定を準用する。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

（関係行政庁による通知）

第百二十六条 前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文

文化庁長官(第百八十四条第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会)に対し、その旨を通知するものとする。

(復旧の届出等)

第百二十七条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第百二十五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(環境保全)

第百二十八条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第百二十五条第七項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(管理団体による買取りの補助)

第百二十九条 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

(保存のための調査)

第百三十条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第百三十一条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。

二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。

三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。

四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。

2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。(登録記念物)

第百三十二条 文部科学大臣は、史跡名勝天然記念物(第百十条第一項に規定する仮指定を都道府県の教育委員会が行つたものを含む。)以外の記念物(第百八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行つているものを除く。)のうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる。

2 前項の規定による登録には、第五十七条第二項及び第三項、第百九条第三項から第五項まで並びに第百十一条第一項の規定を準用する。

第百三十三条 前条の規定により登録された記念物(以下「登録記念物」という。)については、第五十九条第一項から第五項まで、第六十四条、第六十八条、第百十一条第二項及び第三項並びに第百十三条から第百二十条までの規定を準用する。この場合において、第五十九条第一項中「第二十七条第一項の規定により重要文化財に指定したとき」とあるのは「第百九条第一項の規定により史跡名勝天然記念物に指定したとき(第百十条第一項に規定する仮指定を都道府県の教育委員会が行つたときを含む。)」と、同条第四項中「所有者に通知する」とあるのは「所有者及び権原に基づく占有者に通知する。ただし、通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、当該通知に代えて、その通知すべき事項を当該登録記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に当該通知が相手方に到達したものとみなす」と、同条第五項中「抹消には、前条第二項の規定を準用する」とあるのは「抹消は、前項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該登録記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、前項の規定による通知が到達した時又は同項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる」と、第百十三条第一項中「不適當であると明らかに認められる場合には」とあるのは「不適當であることが明らかである旨の関係地方公共団体の申出があつた場合には、関係地方公共団体の意見を聴いて」と、第百十八条及び第百二十条中「第三十条、第三十一条第一項」とあるのは「第三十一条第一項」と、「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、第三十一条第一項中「並びにこれに基づいて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従い」とあるのは「及びこれに基づいて発する文部科学省令に従い」と読み替えるものとする」と、第百十八条中「第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項」とあるのは「第四十七条第四項」と、第百二十条中「第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項」とあるのは「第四十七条第四項」と読み替えるものとする。

第十二章 補 則

第2節 国に関する特例

第168条 次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、あらかじめ、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めなければならない。

1. 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。

2. 所管に属する重要文化財又は重要有形民俗文化財を輸出しようとするとき。

3. 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の貸付、交換、売却、譲与その他の処分をしようとするとき。

2 各省各庁の長以外の国の機関が、重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ、文化庁長官の同意を求めなければならない。

3 第1項第1号及び前項の場合には、第43条第1項ただし書及び同条第2項並びに第125条第1項ただし書及び同条第2項の規定を準用する。

4 文化庁長官は、第1項第1号又は第2項に規定する措置につき同意を与える場合においては、その条件としてその措置に関し必要な勧告をすることができる。5 関係各省各庁の長その他の国の機関は、前項の規定による文化庁長官の勧告を十分に尊重しなければならない。

第十三章 罰 則

第九十六条 史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、き損し、又は衰亡するに至らしめた者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する者が当該史跡名勝天然記念物の所有者であるときは、二年以下の懲役若しくは禁錮又は二十万円以下の罰金若しくは料料に処する。

第九十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第四十三条又は第二百五条の規定に違反して、許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、重要文化財若しくは史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わかつた者

二 第九十六条第二項の規定に違反して、現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止の命令に従わかつた者

第九十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産の管理に関して第九十三条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

第二百条 第三十九条第一項(第四十七条第三項(第八十三条で準用する場合を含む。))、第二百三条第二項、第八十六条第二項又は第八十七条第二項で準用する場合を含む。)、第四十九条(第八十五条で準用する場合を含む。))又は第八十五条第二項に規定する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の管理、修理又は復旧の施行の責めに任ずべき者が怠慢又は重大な過失によりその管理、修理又は復旧に係る重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるに至らしめたときは、三十万円以下の過料に処する。

第二百一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

二 正当な理由がなく、第二百一条第一項(第七十二条第五項で準用する場合を含む。))又は第二百二条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の管理又は特別史跡名勝天然記念物の復旧に関する文化庁長官の命令に従わかつた者

第二百二条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

五 第五十四条(第八十六条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。)、第五十五条、第六十八条(第九十条第三項及び第三十三条で準用する場合を含む。)、第三十条(第七十二条第五項で準用する場合を含む。)、第三十一条又は第四十条の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該公務員の立入調査若しくは調査のための必要な措置の施行

を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

六 第九十二条第二項の規定に違反して、発掘の禁止、停止又は中止の命令に従わかつた者

七 正当な理由がなく、第二百二十八条第一項の規定による制限若しくは禁止又は施設の命令に違反した者

第二百三条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

二 第三十一条第三項(第六十条第四項(第九十条第三項で準用する場合を含む。))、第八十条及び第九十九条第二項(第三十三条で準用する場合を含む。))で準用する場合を含む。)、第三十二条(第六十条第四項(第九十条第三項で準用する場合を含む。))、第八十条及び第二百二十条(第三十三条で準用する場合を含む。))で準用する場合を含む。)、第三十三条(第八十条、第一百八条及び第二百二十条(これらの規定を第三十三条で準用する場合を含む。))並びに第七十二条第五項で準用する場合を含む。)、第三十四条(第八十条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。)、第四十三条の二第一項、第六十一条若しくは第六十二条(これらの規定を第九十条第三項で準用する場合を含む。))、第六十四条第一項(第九十条第三項及び第三十三条で準用する場合を含む。))、第六十五条第一項(第九十条第三項で準用する場合を含む。))、第七十三条、第八十一条第一項、第八十四条第一項本文、第九十二条第一項、第九十六条第一項、第一百五十二条(第二十條、第三十三條及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。))、第二百七条第一項、第三十六条又は第三十九条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第三十二条の二第五項(第三十四条の三第二項(第八十三条で準用する場合を含む。))、第六十条第四項及び第六十三条第二項(これらの規定を第九十条第三項で準用する場合を含む。))並びに第八十条で準用する場合を含む。))又は第一百五十二条第四項(第三十三条で準用する場合を含む。))の規定に違反して、管理、修理若しくは復旧又は管理、修理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避した者

■文化財保護法施行令

(昭和五十年九月九日 政令第二百六十七号)

最終改正：平成20年三月三十一日政令第一二七号

内閣は、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第五十七条の三第一項、第八十条の二及び第八十三条の三第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)並びに文化財保護法の一部を改正する法律(昭和五十年法律第四十九号)附則第十項の規定に基づき、この政令を制定する。

(法第九十四条第一項の政令で定める法人)

第一条 文化財保護法(以下「法」という。)第九十四条第一項の政令で定める法人は、関西国際空港株式会社、九州旅客鉄道株式会社、港務局、四国旅客鉄道株式会社、首都高速道路株式会社、地方住宅供給公社、地方道路公社、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人理化学研究所、独立行政法人労働者健康福祉機構、土地開発公社、中日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、西日本電信電話株式会社、日本貨物鉄道株式会社、日本勤労者住宅協会、日本電信電話株式会社、日本放送協会、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、東日本電信電話株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、郵便局株式会社、郵便事業株式会社及び地方公共団体の全額出資に係る法人で文化庁長官の指定するものとする。

(法第二百六十六条の政令で定める処分等)

第二条 法第二百六十六条の政令で定める処分は、次の各号に掲げるものとする。

一 採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第三十三条及び第三十三条の五第一項の規定による認可(同項の規定による認可にあつては、岩石採取場の区域の拡張に係るものに限る。)

二 砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)第十六条及び第二十条第一項の規定による認可(同項の規定による認可にあつては、砂利採取場の区域の拡張に係るものに限る。)

2 前項各号に掲げる認可の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者が法第二百六十六条の規定により通知する事項は、次のとおりとする。

- 一 前項各号に掲げる認可の別
- 二 当該認可に係る区域
- 三 当該認可を受ける者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

四 当該認可に係る行為の内容並びにその開始及び終了の時期

(法第四百四十一条第二項の規定による協議)

第三条 文化庁長官が法第四百四十一条第二項の規定により行うものとされている協議は、同項に規定する勧告又は命令を行うことにより、国土の開発その他の公益を目的とする事業の円滑な実施又は農林水産業その他の地域における産業の振興に影響を及ぼすと認められる場合において、当該事業又は産業を所管する各省各庁の長と行うものとする。

(伝統的建造物群保存地区内における現状変更の規制の基準)

第四条 法第四百四十三条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の政令で定める伝統的建造物群保存地区(以下「保存地区」という。)内における現状変更の規制の基準に関しては、この条の定めるところによる。

2 保存地区内における次に掲げる行為については、あらかじめ、市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会(都市計画に定めた保存地区にあつては、市町村の長及び教育委員会とし、以下この条において単に「教育委員会」という。)の許可を受けなければならないものとする。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為及び通常管理行為、軽易な行為その他の行為で条例で定めるものについては、この限りでないものとする。

一 建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)の新築、増築、改築、移転又は除却

二 建築物等の修繕、模様替え又は色彩の変更でその外観を変更することとなるもの

三 宅地の造成その他の土地の形質の変更

四 木竹の伐採

五 土石の類の採取

六 前各号に掲げるもののほか、保存地区の現状を変更する行為で条例で定めるもの

3 教育委員会は、前項の規定により許可を受けることとされている行為で次に定める基準(市町村の長にあつては、第八号に定める基準)に適合しないものについては、許可をしてはならないものとする。

一 伝統的建造物群を構成している建築物等(以下「伝統的建造物」という。)の増築若しくは改築又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更でその外観を変更することとなるものについては、それらの行為後の伝統的建造物の位置、規模、形態、意匠又は色彩が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。

二 伝統的建造物の移転(同一保存地区内における当該伝統的建造物の移築を含む。以下この号において同じ。)については、移転後の伝統的建造物の位置及び移転後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。

三 伝統的建造物の除却については、除却後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。

四 伝統的建造物以外の建築物等の新築、増築若しくは改築又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更でその外観を変更することとなるものについては、それらの行為後の当該建築物等の位置、規模、形態、意匠又は色彩が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。

五 前号の建築物等の移転については、移転後の当該建築物等の位置及び移転後の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。

六 第四号の建築物等の除却については、除却後の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。

七 前項第三号から第六号までの行為については、それらの行為後の地貌ぼうその他の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。

八 前各号に定めるほか、当該行為後の建築物等又は土地の用途等が当該伝統的建造物群の保存又は当該保存地区の環境の維持に著しい支障を及ぼすおそれがないものであること。

4 第二項の規定による許可には、保存地区の保存のため必要な限度において条件を付することができるものとする。

5 国又は地方公共団体の機関が行う行為については、第二項の規定による許可を受けることを要しないものとする。この場合において、当該国又は地方公

共団体の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、教育委員会に協議しなければならないものとする。

6 次に掲げる行為及びこれらに類する行為で保存地区の保存に著しい支障を及ぼすおそれがないものとして条例で定めるものについては、第二項の規定による許可を受け、又は前項の規定による協議をすることを要しないものとする。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、教育委員会にその旨を通知しなければならないものとする。

一 都市計画事業の施行として行う行為、国、都道府県、市町村若しくは当該都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設若しくは市街地開発事業に関する都市計画に適合して行う行為、国土保全施設、水資源開発施設、道路交通、船舶交通若しくは航空機の航行の安全のため必要な施設、気象、海象、地象、洪水等の観測若しくは通報の用に供する施設、自然公園の保護若しくは利用のための施設若しくは都市公園若しくはその施設の設置若しくは管理に係る行為、土地改良事業若しくは地方公共団体若しくは農業等を営む者が組織する団体が行う農業構造、林業構造若しくは漁業構造の改善に関する事業の施行に係る行為、重要文化財等文部科学大臣の指定に係る文化財の保存に係る行為又は鉱物の掘採に係る行為（当該保存地区の保存に支障があると認めて条例で定めるものを除く。）

二 道路、鉄道若しくは軌道、国若しくは地方公共団体が行う通信業務、認定電気通信事業（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二百十条第一項に規定する認定電気通信事業をいう。）、有線放送電話業務、放送事業若しくは有線テレビジョン放送業務の用に供する線路若しくは空中線（その支持物を含む。）、水道若しくは下水道又は電気工作物若しくはガス工作物の設置又は管理に係る行為（自動車専用道路以外の道路、駅、操車場、車庫及び発電の用に供する電気工作物の新設に係るものその他当該保存地区の保存に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めて条例で定めるものを除く。）

（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）

第五条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務（法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十四条第一項又は第九十七条第一項の規定による通知の受理を除く。）を行うことを妨げない。

一 法第三十五条第三項（法第八十三条、第一百八条、第二百十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定による指揮監督（管理に係るものに限る。）並びに法第三十六条第三項（法第八十三条、第二百一十条第二項（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第四十六条の二第二項及び第二百九条第二項において準用する法第三十五条第三項の規定による指揮監督

二 法第四十三条第四項（法第二百五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の停止命令（文化庁長官が許可した現状変更等に係るものに限る。）

三 法第五十一条第五項（法第五十一条の二（法第八十五条において準用する場合を含む。）及び第八十五条において準用する場合を含む。）の規定による公開の停止命令（公開に係る重要文化財又は重要有形民俗文化財が当該都道府県の区域内に存するものである場合に限る。）及び法第八十四条第二項において準用する法第五十一条第五項の規定による公開の停止命令

四 法第五十三条第四項の規定による公開の停止命令（文化庁長官が許可し

た公開に係るものに限る。）

五 法第九十二条第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による指示及び命令、法第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、法第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告

2 法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理、法第九十三条第二項の規定による指示、法第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長及び同条第八項の規定による指示についての文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内における土地の発掘又は遺跡の発見に係るものにあつては、当該指定都市の教育委員会）が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自らこれらの事務（法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十六条第一項の規定による届出の受理を除く。）を行うことを妨げない。

3 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号及び第三号に掲げるものにあつては第一号イ及びロに掲げる現状変更等が指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内において行われる場合、第二号に掲げるものにあつては指定都市等の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該指定都市等の区域内に存するもののみである場合においては、当該指定都市等の教育委員会）が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等に係る法第四十三条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件（建造物を除く。）の現状変更等

ロ 金属、石又は土で作られた重要文化財の型取り

二 法第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令（公開に係る重要文化財が当該都道府県又は指定都市等の区域内に存するもののみである場合に限る。）

三 法第五十四条（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第五十五条の規定による調査（第一号イ及びロに掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからトまで及びリに掲げる現状変更等が市の区域内において行われる場合、同号チに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の区域内に存する場合並びに同号ヌに規定する指定区域が市の区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会）が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等（イからへまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第二百五条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で三月以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築、改築又は除却

ロ 小規模建築物の新築、増築、改築又は除却（増築、改築又は除却にあつ

ては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。)であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるもの

ハ 工作物(建築物を除く。以下このハにおいて同じ。)の設置、改修若しくは除却(改修又は除却にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。)又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。)

ニ 法第一百五十五条第一項(法第二百十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。)に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置、改修又は除却

ホ 埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修

ヘ 木竹の伐採(名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。)

ト 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育又は当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着

チ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

リ 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの(現に繁殖のために使用されているものを除く。)の除却

ヌ イからリまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域(当該史跡名勝天然記念物の管理のための計画を都道府県の教育委員会(当該計画が町村の区域を対象とする場合に限り。)又は市の教育委員会(当該計画が市の区域を対象とする場合に限り。))が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。)における現状変更等

二 法第三十条(法第七十二条第五項において準用する場合を含む。)及び第三十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行(前号イからヌまでに掲げる現状変更等に係る法第二百五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。)

5 文化庁長官は、前項第一号ヌの規定による指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しなければならない。

6 第四項第一号ヌの管理のための計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。

7 第一項本文、第二項本文、第三項及び第四項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。

(出品された重要文化財等の管理)

第六条 文化庁長官は、法第八十五条第一項の規定により、法第四十八条(法第八十五条において準用する場合を含む。)の規定により出品された重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理の事務の全部又は一部を当該出品に係る公開を行う施設が存する都道府県の教育委員会(当該施設(都道府県が設置するものを除く。))が指定都市等の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市等の教育委員会)が行うこととする場合には、あらかじめ、当該教育委員会が行う事務の範囲を明らかにして、当該教育委員会の同意を求めなければならない

い。

2 都道府県又は指定都市等の教育委員会は、前項の規定により文化庁長官から同意を求められたときは、その内容について同意をするかどうかを決定し、その旨を文化庁長官に通知するものとする。

(事務の区分)

第七条 第五条第一項(第五号に係る部分を除く。)、第三項(第二号に係る部分を除く。)及び第四項の規定により都道府県又は市が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

■特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則

(昭和二十六年七月十三日 文化財保護委員会規則第十号)

最終改正：平成一七年三月二八日 文部科学省令第一一号

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第八十条の規定を実施するため、同法第十五条第一項の規定に基づき、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物現状変更等許可申請規則次のように定める。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則

(許可の申請)

第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。)第二百五条第一項の規定による許可を受けようとする者(以下「許可申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官(法第八十四条第一項第二号及び文化財保護法施行令(昭和五十年政令第二百六十七号。以下「令」という。)第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会)に提出しなければならない。

一 史跡(特別史跡を含む。以下同じ。)、名勝(特別名勝を含む。以下同じ。)又は天然記念物(特別天然記念物を含む。以下同じ。)の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所

六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)を必要とする理由

十 現状変更等の内容及び実施の方法

十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項

十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期

十三 現状変更等に係る地域の地番

十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

十五 その他参考となるべき事項

2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。

一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴

二 出土品の処置に関する希望

(許可申請書の添附書類等)

第二条 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

一 現状変更等の設計仕様書及び設計図

二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ば、う、を表示した実測図

三 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真

四 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料

五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書

六 許可申請者が権原に基づく占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書

七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書

八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書

九 前条第二項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書

2 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。

(終了の報告)

第三条 法第二百五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官(法第八十四条第一項第二号及び令第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行った場合には、当該都道府県又は市の教育委員会)に報告するものとする。

2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

(維持の措置の範囲)

第四条 法第二百五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状)に復するとき。

二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(国の機関による現状変更等)

第五条 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を求めようとする場合には第一条及び第二条の規定を、法第六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を受けた場合には第三条の規定を準用する。

2 法第六十八条第三項で準用する法第二百五条第一項ただし書の規定により現状変更について同意を求めることを要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。

(管理計画)

第六条 令第五条第四項第一号ヌの管理のための計画(以下「管理計画」という。)には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 管理計画を定めた教育委員会

五 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況

六 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針

七 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域

八 その他参考となるべき事項

2 管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

■文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからりまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準について

庁保記第二二六号 平成一二年四月二八日

都道府県教育委員会あて文化庁次長通知

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成一一年法律第八七号)による改正後の文化財保護法(昭和二五年法律第二一四号)及び地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う文部省関係政令の整備等に関する政令(平成一二年政令第四二号)による改正後の文化財保護法施行令(昭和五〇年政令第二六七号。以下「令」という。)の施行に伴い、平成一二年四月一日から、令第五条第四項第一号イに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の事務を都道府県又は市の教育委員会が行うこととなりました。

については、「文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからりまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準」が別紙のとおり定められましたので、十分に御知の上、適切な事務処理をお願い申し上げます。また、域内の市の教育委員会に対して周知を図るとともに、適切な事務処理が図られるよう御配慮願います。

(別紙)

文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからりまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準

平成一二年四月二八日

文部大臣裁定

地方自治法(昭和二二年法律第六七号)第二四五条の九第一項及び第三項の規定に基づき、文化財保護法施行令(昭和五〇年政令第二六七号。以下「令」という。)第五条第四項第一号イからりまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)の許可の事務を都道府県又は市の教育委員会が処理するに当たりよるべき基準を次のとおり定める。

[I] 共通事項

(一) 現状変更等が「市」と当該市以外の「市」又は「町村」とにまたがって行われる場合には、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有するそれぞれの都道府県又は市の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。この場合には、関係教育委員会相互間において、必要に応じ、適宜連絡調整を行うものとする。

(二) 次の場合には、当該現状変更等の許可をすることができない。

- ① 史跡名勝天然記念物の適切な保存管理のために策定された「保存管理計画」に定められた保存管理の基準に反する場合
- ② 史跡名勝天然記念物の滅失、き損又は衰亡のおそれがある場合
- ③ 史跡名勝天然記念物の景観又は価値を著しく減じると認められる場合
- ④ 地域を定めて指定した天然記念物に関し、指定対象である動植物の生息環境又は生態系全体に対して著しい影響を与えるおそれがある場合

(三) 都道府県又は市の教育委員会に対する現状変更等の許可申請の審査のため、地方公共団体等が事前に発掘調査を行う場合は、当該発掘調査の実施につき文化財保護法(昭和二五年法律第二一四号。以下「法」という。)第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可を要する。

(四) 都道府県又は市の教育委員会が現状変更等の許可をするに当たっては、法第八〇条第三項において準用する法第四三条第三項の規定により、許可の条件として次の例のような指示をすることができる。なお、当該許可の条件として指示した発掘調査の実施については、改めて現状変更等の許可を要しない。

- ① 当該現状変更等の事前に発掘調査を行うこと。
- ② 当該現状変更等の際し、関係教育委員会の職員の立会いを求めること。
- ③ 重要な遺構などが発見された場合は、設計変更等により、その保存を図ること。
- ④ 当該現状変更等の実施に当たっては、関係教育委員会の指示を受けること。
- ⑤ 当該現状変更等の許可申請書又は添付した書類、図面若しくは写真の記載事項又は表示事項のうち、現状変更等の内容及び実施の方法の変更、許可申請者の変更などの実質的な変更については、改めて現状変更等の許可を申請すること。ただし、許可申請者の住所や事務所の所在地の変更など実質的な変更ではないものについては、その旨を報告すること。
- ⑥ 当該現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

[II] 個別事項

一 令第五条第四項第一号イ関係

【小規模建築物(階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積(増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積)が百二十平方メートル以下のものをいう。口において同じ。)で三月以内の期間を限って設置されるものの新築、増築、改築又は除却】

(一) 「建築面積」とは、建築基準法施行令(昭和二五年政令第三三八号)第二条第一項第二号に定める建築面積をいう。

(二) 次の場合は、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

- ① 新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想される場合
- ② 改築又は増築については、改築又は増築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から三ヶ月を超える場合
- ③ 新築、増築、改築又は除却については、当該新築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、当該新築等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合

(三) 新築、増築、改築又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

(四) 新築、増築又は改築については、「新築及び除却」、「増築及び除却」又は「改築及び除却」として許可の申請をさせ、除却と併せて許可をするものとする。

二 令第五条第四項第一号ロ関係

【小規模建築物の新築、増築、改築又は除却(増築、改築又は除却にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。)であ

つて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるもの】

(一) 新築、増築、改築又は除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、新築等に必要の最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(二) 新築、増築、改築又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

三 令第五条第四項第一号ハ関係

【工作物(建築物を除く。以下このハにおいて同じ。)の設置、改修若しくは除却(改修又は除却にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。)又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。)]

(一) 「工作物」には、次のものを含む。

- ① 小規模建築物に附随する門、生け垣又は塀
- ② 既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール
- ③ 小規模な観測・測定機器
- ④ 木道

(二) 「道路」には、道路法(昭和二七年法律第一八〇号)第三条各号に掲げる道路(ただし、道路と一体となってその効用を全うする施設及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを除く。)のほか、農道、林道、漁港関連道を含む。

(三) 「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。

(四) 「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事をいう。

(五) 道路についての「土地の形状の変更」には、道路の幅員の拡幅、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む。

(六) 工作物の設置、改修又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

四 令第五条第四項第一号ニ関係

【法第一百五十五条第一項(法第二百十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。)に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置、改修又は除却】

(一) 「史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設」とは、法第七十二条第一項の標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設をいう。

(二) 設置、改修又は除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置等に必要の最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(三) 標識、説明板、標柱、注意札、境界標又は囲さくその他の施設であつて、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則(昭和九年文化財保護委員会規則第七号)に定める基準に合致しないものについては、その設置又は改修の許可をすることができない。

五 令第五条第四項第一号ト関係

【埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修】

(一) 「電線」には、配電管内の電線及び電話線等の通信線を含む。

(二) 改修については、改修に伴う土地の掘削が埋設の際に掘削された範囲を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

六 令第五条第四項第一号ヘ関係

【木竹の伐採(名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。)]

(一) 「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。

(二) 「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及ぶ危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。

(三) 木竹の伐採が、法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合には、許可を要しない。

七 令第五条第四項第一号ト関係

【天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育又は当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着】

(一) 「個体の保護のため必要な捕獲」とは、天然記念物に指定された動物が傷ついている場合や生命の危険にさらされている場合などに当該動物の個体の安全を確保するため、やむを得ず捕獲することをいう。

(二) 「生息状況の調査のため必要な捕獲」とは、学術調査、公共事業の事前又は事後の環境影響評価のための調査等のため、必要な最小限度のやむを得ない程度の一時的な捕獲をいう。

(三) 「人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲」とは、人の生命若しくは身体に対する危害の防止の必要性が具体的に生じている場合の捕獲をいい、財産に対する危害を防止するための捕獲を含まない。

(四) 「捕獲」には、捕殺を含む。

(五) 次の場合は、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

① 「捕獲」と「飼育」又は「標識又は発信機の装着」とが、許可の事務を行う都道府県又は市の区域を超えて行われる場合

② 「捕獲」、「捕獲及び飼育」又は「捕獲及び標識又は発信機の装着」以外に、移動や採血等天然記念物に指定された動物に対する他の現状変更等を併せて行う場合

(六) 標識又は発信機の装着については、標識又は発信機の大きさ、材質又は装着の方法が天然記念物に指定された動物に著しい影響を与えるおそれがある場合には、許可をすることができない。

八 令第五条第四項第一号チ関係

【天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け】

(一) 「動物園」又は「水族館」とは、博物館法(昭和二六年法律第二八五号)第一〇条の規定により登録を受けた博物館、同法第二九条の規定により指定された博物館に相当する施設又はそれ以外の社団法人日本動物園水族館協会の正会員である動物園又は水族館をいう。

(二) 本号による譲受け又は借受けの許可の場合には、天然記念物に指定された動物の譲渡若しくは貸出しを行う動物園又は水族館においては、当該譲渡又は貸出しについての許可を受けることを要しない。

(三) 天然記念物に指定された動物の輸出については、法第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可を要する。

九 令第五条第四項第一号リ関係

【天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの(現に繁殖のために使用されているものを除く。)の除却】

天然記念物に指定された鳥類で、電柱に巣を作るものとしては、例えば、天然記念物カササギ生息地におけるカササギがある。

指定文化財一覧表①（平成22年10月1日現在）

指定・種別		名称・物件	所在地	指定年月日	
国指定	重要文化財	美術工芸	木造十一面観音立像	城町（慈眼山仏像収蔵庫）	昭25.8.29
		美術工芸	木造兜跋毘沙門天立像	城町（慈眼山仏像収蔵庫）	昭25.8.29
		美術工芸	木造毘沙門天立像	城町（慈眼山仏像収蔵庫）	昭25.8.29
		美術工芸	木造毘沙門天立像	城町（慈眼山仏像収蔵庫）	昭25.8.29
		美術工芸	木造四天王立像	城町（慈眼山仏像収蔵庫）	昭25.8.29
		建造物	行徳家住宅	夜明関町	昭50.6.23
		建造物	旧矢羽田家住宅	大山町西大山	昭57.6.11
		建造物	大野老松天満社旧本殿	前津江町大野	昭53.5.31
		建造物	長福寺本堂	豆田町	平18.7.5
		建造物	草野家住宅	豆田町	平21.12.8
	美術工芸	吹上遺跡出土品	宇佐市（大分県立歴史博物館）	平22.6.29	
	史跡	史跡	咸宜園跡	淡窓	昭7.7.23
		史跡	穴観音古墳	内河町	昭8.2.28
		史跡	広瀬淡窓墓	中城町	平17.3.2
		史跡	法恩寺山古墳群	日連町	昭23.1.14
		史跡	ガランドヤ古墳（2基）	石井町	昭34.5.13
		史跡	小迫辻原遺跡	小迫町	平5.10.13
	重要無形文化財	無形文化財	小鹿田焼	源栄町皿山	平8.10.31
	名勝	名勝	耶馬溪（一部）	東羽田町	平7.5.31
	重要無形民俗文化財	無形民俗文化財	日田祇園の曳山行事	隈・竹田・豆田地区	大12.3.7
国選定	重要文化的景観	重要文化的景観	小鹿田焼の里	源栄町皿山・池ノ鶴地区	昭11.7.14
	伝統的建造物群	建造物・景観・伝統的建造物群	日田市豆田町伝統的建造物群保存地区	日田市豆田町他	平8.12.20
	無形文化財	無形文化財	粗苧製造	大山町西大山	平20.3.28
国登録	有形文化財	建造物	井上家住宅 主屋等8件	鶴河内町	平22.2.22
		建造物	岩尾家住宅（旧日本丸製薬所）主屋等3件	豆田町	平15.12.5
		建造物	隈まちづくりセンター黎明館	隈町	平15.1.31
		建造物	後藤家住宅 主屋等4件	隈町	平15.1.31
		建造物	山田家住宅 //	隈町	平20.10.23
		建造物	宇野家住宅 主屋	高瀬本町	平20.10.23
		建造物	長善寺鐘楼門	吹上町	平20.10.23
		建造物	老松天満社 本殿等4件	天瀬町	平22.4.28
県指定	有形文化財	美術工芸	太刀	豆田町（廣瀬本家）	昭33.3.25
		建造物	石人（2）	銭淵町	昭39.2.21
		美術工芸	中村文書	豆田町（廣瀬本家）	昭41.3.22
		美術工芸	蔵骨器（2）	本町（小鹿田古陶館）	昭46.3.23
		美術工芸	軒先丸瓦	本町（小鹿田古陶館）	昭46.3.23
		美術工芸	木造阿弥陀如来坐像	大日町	昭47.3.21
		美術工芸	岳林寺木造明極楚俊坐像	北友田（市立郷土史料館）	昭56.3.31
		美術工芸	岳林寺絹本着色仏涅槃図	北友田（市立郷土史料館）	昭56.3.31
		美術工芸	草野文書	豆田町（草野本家）	昭57.3.30
		美術工芸	日隈神社平緑細線式獸帯鏡	隈町（日田祇園山鉦会館）	昭58.4.12
		美術工芸	大原八幡宮銅鉦	田島町	昭60.3.29
		建造物	筏場目鏡橋	高井町	昭61.3.31
		美術工芸	石井神社銅鉦	隈町（日田祇園山鉦会館）	昭62.3.27
		美術工芸	朝日宮ノ原遺跡4号中世墓出土品	南友田町（日田市埋蔵文化財センター）	平1.3.30
		美術工芸	ガランドヤ古墳出土品	南友田町（日田市埋蔵文化財センター）	平7.3.10
		美術工芸	烏宿神社罎口	大山町小切畑	昭7.3.10
		美術工芸	老松神社銅鉦	大山町中川原	昭51.3.30
		美術工芸	森家五部大乘経	大山町中大山	昭51.3.30
		美術工芸	山中薬師堂罎口	天瀬町出口（山中薬師堂）	昭55.4.8
		美術工芸	金凝神社木造仮面（四軀）	天瀬町本城（金凝神社）	昭51.3.31
		美術工芸	玉来神社神像（23軀）	天瀬町五馬市（玉来神社）	昭50.3.28
		建造物	草三郎大神宮五輪塔婆	天瀬町馬原 草三郎	昭54.5.15
		建造物	西雉谷笠塔婆附、石造塔婆（1基）	上津江町上野田	昭51.3.31
		美術工芸	大野老松天満社懸仏	前津江町大野	昭60.3.29
	史跡	史跡	石坂石畳道	市ノ瀬町・伏木町	昭49.3.19
		史跡	城山古墳	諸留町	昭62.3.27
		史跡	薬師堂山古墳	田島町	平1.3.30
		史跡	吹上遺跡	小迫町	平2.3.29
		史跡	川原隧道と石畳	小迫町	平8.3.29
		史跡	朝日天神山古墳	天瀬町女子畑川原区	昭51.3.31
	無形民俗文化財	無形民俗文化財	磐戸楽	大字小迫	平16.3.31
		無形民俗文化財	鶴飼	三ノ宮（大行事八幡宮）	昭41.3.22
		無形民俗文化財	大原八幡宮御田植祭	日田市竹田地区	昭41.3.22
		無形民俗文化財	本城くにち楽	田島町（大原八幡宮）	昭59.3.30
		無形民俗文化財	大野楽	天瀬町本城	昭42.3.31
	名勝	名勝	伝来寺庭園	前津江町大野	昭41.3.22
天然記念物	天然記念物	高塚愛宕地蔵尊銀杏	中津江村栃野	昭45.3.31	
	天然記念物	鞍形尾神社の自然林	天瀬町馬原（高塚地蔵尊）	昭51.3.31	
	天然記念物	鞍形尾神社の自然林	天瀬町馬原（鞍形尾神社）	昭56.3.31	
	天然記念物	宮園津江神社のスギと自然林	中津江村合瀬	昭50.3.28	

指定文化財一覧表② (平成 22 年 10 月 1 日現在)

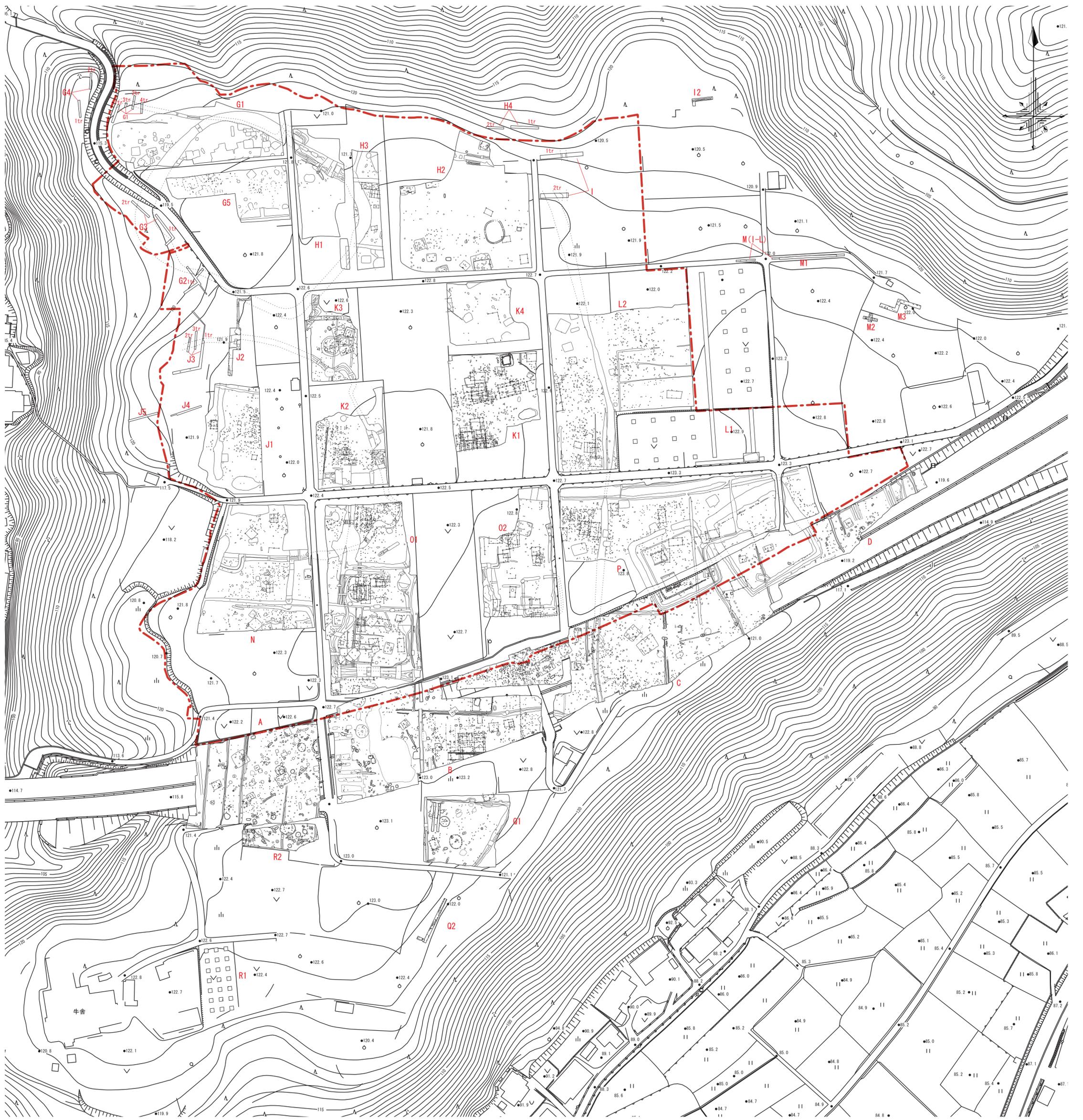
指定・種別	名称・物件	所在地	指定年月日		
市指定	美術工芸	開山頂相	琴平町(普門寺)	昭 47. 6. 12	
	美術工芸	大般若波羅蜜多經	田島町(神宮寺)	昭 47. 6. 12	
	美術工芸	龍林寺木造薬師如来坐像 (付龍林寺薬師如来縁起版木)	財津町(龍林寺)	昭 50. 3. 28	
	建造物	石幢	上野町	昭 50. 3. 28	
	建造物	永平寺跡板碑	高瀬本町	昭 50. 3. 28	
	美術工芸	吹上観音坐像	吹上町(吹上神社)	昭 50. 6. 10	
	美術工芸	木造釈迦三尊(付)釈迦如来像奉籠物	北友田(市立郷土史料館)	昭 55. 2. 13	
	美術工芸	絹本着色明極楚俊像	北友田(市立郷土史料館)	昭 55. 2. 13	
	美術工芸	紙本墨書名極墨蹟	北友田(市立郷土史料館)	昭 55. 2. 13	
	美術工芸	岳林寺文書	北友田(市立郷土史料館)	昭 55. 2. 13	
	美術工芸	木造大日如来坐像	山田町	昭 55. 9. 3	
	美術工芸	木造毘沙門天立像	山田町	昭 55. 9. 3	
	建造物	宝篋印塔	神来町	昭 57. 5. 11	
	美術工芸	紙本西国筋郡代陣屋絵図	隈町	昭 57. 5. 11	
	美術工芸	方格規矩鏡片	田島町	昭 58. 7. 13	
	美術工芸	須恵器子持高坏	吹上町	昭 58. 7. 13	
	美術工芸	木造薬師三尊像	南友田町(酒楽神社)	昭 58. 7. 13	
	美術工芸	金銅筒膺当	刃連町	昭 58. 7. 13	
	美術工芸	有田古墳出土一括遺物	本町	平 1. 11. 22	
	建造物	大原八幡宮(楼門・拜殿・幣殿・本殿)	田島町	平 1. 11. 22	
	美術工芸	岳林寺木造弥勒菩薩坐像	北友田(市立郷土史料館)	平 3. 3. 30	
	美術工芸	内河野村古絵図	内河町	平 4. 3. 10	
	美術工芸	世尊寺木造薬師如来坐像・ 木造地藏菩薩立像・木造仏像残欠	諸留町	平 4. 3. 10	
	建造物	元大原神社(神殿・幣殿・拜殿・水盤 舎・神輿蔵)	神来町	平 14. 3. 7	
	建造物	求来里笠塔婆	神来町	平 14. 3. 7	
	建造物	玉来神社拜殿と棟札	天瀬町五馬市	昭 51. 11. 20	
	美術工芸	穴井家古文書一巻	大分市穴井万年	昭 62. 4. 20	
	建造物	先祖元、五輪塔(3基)	上津江町上野田	昭 54. 7. 26	
	美術工芸	十一面観世音菩薩座像(1体)	上津江町上野田	昭 54. 7. 26	
	建造物	浦宮神社「拜殿・神殿」	上津江町川原	昭 58. 6. 28	
	建造物	浦宮神社「せり持ち式石橋」	上津江町川原	昭 58. 6. 28	
	建造物	宝篋印塔	中津江村合瀬	昭 51. 11. 1	
	建造物	間地めがね橋	中津江村栃野・合瀬	昭 51. 11. 1	
	美術工芸	中西村・梅野村絵地図	中津江村合瀬	平 11. 4. 7	
	建造物	逆修塔	前津江町大野	昭 57. 9. 21	
	美術工芸	懸仏(御前嶽神社)	前津江町柚木	昭 57. 9. 21	
	建造物	宝篋印塔	前津江町柚木	昭 61. 3. 17	
	美術工芸	大友義統の書状	前津江町柚木	昭 61. 3. 17	
	美術工芸	百姓日記	前津江町柚木	昭 61. 3. 17	
	美術工芸	大乘妙典経	前津江町柚木	平 2. 3. 8	
	美術工芸	四季農耕絵馬	前津江町柚木	平 11. 10. 25	
	美術工芸	天井絵馬	前津江町柚木	平 12. 12. 8	
	美術工芸	像代	前津江町大野	平 12. 12. 8	
	美術工芸	どうぼう様(藤房様4体)	前津江町柚木	平 13. 11. 14	
	民俗文化財	有形民俗文化財	精米用箱水車	鈴連町	平 1. 11. 22
		有形民俗文化財	下小竹精米製粉用水車	鈴連町	平 4. 3. 10
		無形民俗文化財	有田町若八幡社やっこ振り行列	有田町	平 3. 3. 30
		無形民俗文化財	出口くいち中村染	天瀬町出口	平 6. 4. 29
		無形民俗文化財	出口くいち袋七夕染	天瀬町出口	平 6. 4. 29
	史跡	無形民俗文化財	五馬市くいち染	天瀬町五馬市	平 6. 4. 29
史跡		丸山古墳	城町	昭 47. 6. 12	
史跡		片山磨崖種子	北友田	昭 50. 3. 28	
史跡		惣田塚古墳	琴平町	平 1. 11. 22	
史跡		三郎丸古墳	北友田	平 1. 11. 22	
史跡		平島古墳	諸留町	平 1. 11. 22	
史跡		牧原千人塚	桃山町	平 7. 3. 31	
史跡		姫塚古墳	高瀬字塚脇	平 19. 3. 29	
史跡		宇土遺跡三号墳	天瀬町五馬市	平 3. 10. 29	
史跡		筑前台岩木罌遺跡	天瀬町馬原	平 3. 10. 29	
史跡		年の神境内地伝、 相垣越前守の墓(1基)	上津江町上野田	昭 54. 7. 26	
史跡		木地師半兵衛・徳兵衛の墓(2基)	上津江町川原	平 1. 7. 5	
史跡		小竹供養塔(1基)	上津江町川原	平 11. 8. 9	
史跡		菊池七人塚	中津江村合瀬	昭 51. 11. 1	
史跡		御所跡と御所の谷	中津江村合瀬	昭 51. 11. 1	
史跡	台の殿様屋敷	前津江町大野	昭 57. 9. 21		

指定文化財一覧表③ (平成 22 年 10 月 1 日現在)

指定・種別	審議会領域	名称・物件	所在地	指定年月日
市 指 定	天然記念物	むらくもの松	隈町(八坂神社)	昭 47. 6. 12
		ツバキ	高瀬本町(高瀬天満宮)	昭 50. 3. 28
		ズミの群生地	伏木町	平 15. 3. 26
		烏宿山自然林	大山町西大山	平 4. 9. 18
		台神社の森と石畳	天瀬町女子畑台	昭 51. 9. 22
		天満桂	天瀬町出口	昭 54. 3. 20
		年の神境内地樹林(26本)	上津江町上野田	昭 54. 7. 26
		浦宮神社境内地「樹林・下草シダ類」	上津江町川原	昭 58. 6. 28
		エドヒガン	上津江町川原	平 16. 10. 8
		クスノキ	上津江町川原	平 16. 10. 8
		ムクノキ	上津江町川原	平 16. 10. 8
		カツラ	上津江町川原	平 16. 10. 8
		カツラ	上津江町川原	平 16. 10. 8
		モミ	上津江町川原	平 16. 10. 8
		スギ	上津江町川原	平 16. 10. 8
		イチョウ	上津江町川原	平 16. 10. 8
		イタヤカエデ	上津江町上野田	平 16. 10. 8
		イロハモミジ	上津江町上野田	平 16. 10. 8
		アカマツ	上津江町川原	平 16. 10. 8
		銀杏の木	中津江村栃野	平 9. 3. 27
ユズリハ自然林	前津江町大野	昭 61. 3. 17		
桂の木(1本)	前津江町柚木	平 2. 3. 8		
天然記念物	杉(門杉)	前津江町柚木	平 12. 12. 18	

選択無形民俗文化財 (平成 22 年 10 月 1 日現在)

指定・種別	名称・物件	所在地	指定年月日	
国	無形民俗文化財	豊後の水車習俗	鈴連町ほか	昭 58. 12. 27
	無形民俗文化財	大原八幡宮の米占い行事	田島町	平 11. 12. 3
県	無形民俗文化財	老松様の餅搗祭	中津江村合瀬	昭 50. 3. 28
	無形民俗文化財	老松様の的ほがし祭	中津江村合瀬	昭 50. 3. 28



史跡小迫辻原遺跡調査区配置図 1/1,000)



史跡小迫辻原遺跡保存管理計画書

2011年3月31日

編集 日田市教育庁 文化財保護課
877-0077 大分県日田市南友田町 516-1

発行 日田市教育委員会
877-8601 大分県日田市田島 2-6-1

印刷 山本印刷有限会社
日田市大日町 3986-3



日田市